第 2 日

口頭発表（10:00～11:30）

第 1 会場

（東黌 3 階 303 講義室）

インターネット上の海賊版サイトによる被害額の算定とその報道

川瀬 綾子 （立命館大学文学部）
a-kawase@fc.ritsumei.ac.jp

[抄録] インターネット上での知財侵害が深刻さを増している。特に、2017年秋以降、侵害コンテンツの削除要請に応じない海賊版サイト（「漫画村」等）が大規模の利用者を獲得するに至った。一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構の試算では、被害額は「漫画村」だけで1年間に3,200億円とする。そしてこの「被害額」3,200億円がマスコミ報道等において、独り歩きし、拡散するに至っている。本研究では、海賊版サイト対策の知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会「インターネット上の海賊版に関する検討会議」等の議論を検証すると共に、全国紙等の報道内容を調査・比較し、課題を明らかにした。

1．はじめに

2018年4月、知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議は「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（以下、「緊急対策」）を発表し、「特に悪質なサイトのブロッキングに関する考え方の整理」を示した。

同犯罪対策閣僚会議では、「特に悪質な海賊版サイトのブロッキングに関する考え方の整理」において、次のような基本認識を示している。若干、長文であるが大切な点なので、正確に引用で示す[1]。

> ブロッキングについては、「通信の秘密」（憲法第21条第2項、電気通信事業法第4条第1項）を形式的に侵害する可能性があるが、仮にそうだとしても、
> ① 著作権者等の正当な利益を明白に侵害するコンテンツが相当数アップロードされた状況において
> ② 削除や検挙など他の方法ではその権利を実質的に保護することができず
> ③ その手法及び運用が通信の秘密を必要以上に侵害するものではなく
> ④ 当該サイトによる著作権者等の権利への侵害が極めて著しい
> などの事情に照らし、緊急避難（刑法第37条）の要件を満たす場合には、違法性が阻却されるものと考えられる。

端的には、ブロッキング実施にかかる法的条件整備や技術的課題の検証を求めた主旨と解されよう。

これを受けて、海賊版サイト対策の知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会に「インターネット上の海賊版に関する検討会議」（以下、タスクフォース）を設置した。

本発表においては、このタスクフォースにおける諸議論の中で、ブロッキング法制化の立法事実をめぐる論議を取り上げ、その論点を検証する。併せて、この事案に関する新聞等のマスコミ報道の内容を確認し、調査報道の力の陰りとDB依存の記事執筆の課題について警鐘を鳴らしたい。

2．タスクフォースでの審議経緯

タスクフォースは短期間に9回の会合を重ねたが、ブロッキングの法制化の立法事実に関して、激論が続き、平行線を辿った結果、タスクフォースとして、検討報告書をまとめるに至らなかった[2]。

これを受けて、タスクフォースの村井、中村共同座長は2018年10月、親委員会である検証・評価・企画委員会のコンテンツ分野会合において、「「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（座長）検討状況報告」を行っている[3]。若干長文になるが、引用で示す。

> 著作権教育・意識啓発、海賊版対策に資する出版業界・通信業界における環境整備、海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制、フィルタリングの強化等、関係者が民間主導で連携して取り組むべき対策のほか、関係省庁の連携等によるリーチサイト規制の法制化、著作権を侵害する静止画（書籍）ダウンロードの違法化の検討等、様々な側面から直ちに取り掛かることが必要な内容について、共通の認識が得られた。しかし、いわゆるブロッキングに関する法制度整備について、議論をまとめることはできなかった。議論の詳細に

ついては、別添を御覧いただきたい。(会議構成員の間では、検討会議の報告としての取りまとめには合意が得られていない。(以下、略)

実質的には、犯罪対策閣僚会議におけるブロッキング導入への道筋とは異なる論議を、タスクフォースは展開した。以下に、タスクフォースでの議論の焦点を検証していく。

3．ブロッキング法制化の立法事実をめぐる論議

ブロッキング法制化をめぐる論議は、複数の論点で論戦があるが、根底には法制化に関しての立法事実の認否がある。次に、主な論点について取り上げる。

3.1 海賊版による年間の被害額と準拠統計の信頼性

例えば、先の犯罪対策閣僚会議の「緊急対策」では、「漫画村」について約 3000 億円の被害を推計している[4]。

しかし、これらの推計について、知的財産戦略本部の「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」の中間とりまとめ(案)は、「(一財)情報法制研究所が行った情報公開請求の結果、平成 30 年3月 29 日時点の検討文書においては個社の売上減少額について「直近年度において数十億円以上」、「少なくとも総額 20 億円以上」といった記載があることが分かったのに対し、決定された緊急対策の文書では「被害額については、流通額ベースの試算で、「漫画村」約 3,000 億円」と記載されているとして、被害額に疑問を呈する意見」[5]と、タスクフォースでの議論で厳しい指摘がある。

すなわち、立法事実の検討において、年間の推定被害金額が、2 桁も異なることは大きな問題点である、との指摘である。

なお、被害額の推計に関連して、SimilarWeb 等のサイトアクセス記録データの信頼性についても、タスクフォースでの論議はあるが、技術的微細な諸点に及ぶので、本発表では省略する。

3.2 CDN への情報開示要求と司法手続き

海賊版サイトの運営者開示に関して、CDN(コンテンツ・デリバリー・ネットワーク)への情報開示要求の必要性も議論されている。

具体的には、Cloudflare 社への情報開示要求の成功事例の披露であり、侵害者の特定、差し止め司法措置への道が開けた、とするものである。

ただし、CDN における侵害者の情報開示要求は、一方で技術的に、多くの隘路があり万能薬ではない。

3.3 被害額の推定算定と著作権法

犯罪対策閣僚会議からタスクフォースまでに一貫して漫画村による被害額を 3000 億円と主張する論拠は、推定アクセス数(=違法ダウンロードコンテンツ数)x 出版物定価という方式である。

しかし、タスクフォースでは、推定アクセス数そのものの信頼性の問題点の指摘、アクセス数=違法ダウンロードコンテンツ数ではないとの指摘、基礎数値に出版物定価を採用する根拠のすり替え問題等々が指摘され、ブロッキング法制化を主張する側の論理破たんが明白となっていった。

これに対して、ブロッキング推進派が持ち出した別の論拠は次の 2 点であった。

1) 著作権法第 114 条による侵害行為の被害回復

著作権法第 114 条は、著作権者、出版権者または著作隣接権者(以下、「著作権者等」)に対する損害額のみなし積算条項である。

微細な法解釈論議は本発表では避けるが、著作権法第 114 条を論拠として、推定アクセス数(=違法ダウンロードコンテンツ数)x 出版物定価という方式(以下、「被害額誇張方式」)を主張するのは矛盾がある。簡単に、問題点だけを指摘しておこう。

・「被害額誇張方式」は、実態は出版社等の被害の主張である。しかし、著作権者=出版社であるには、著者等の第一著作権者から、著作権を出版社が譲渡されていることが必要である。

・出版社が出版権者として、被害の回復主張を行うには、電子出版物については、著者との電子出版権の譲渡契約が必要である。インターネット上の海賊版のコンテンツが、すべて、著者との電子出版権の譲渡契約が完了している、とは考えづらい。

なお、アニメ等に係る著作隣接権については、検討を省略する。

・出版流通の慣行上、物的な図書や雑誌の取次会社への卸値は、出版物の定価ではない。電子出版物においても出版社の直販サイトを除き、電子出版物の卸―小売の流通チェーンが機能している。

こうした点を捨象し、被害額の算出に出版物定価を採用することは、無理がある。

2) 著者に対する「リスペクト」の欠如非難論タスクフォースでの議論の終盤で、著者に対する「リスペクト」の欠如を非難する意見が、一部委員から主張された。

しかしこれについては、ブロッキング導入反対論

者であるM委員との討議の引用で十分であろう。

H委員「創作者の選択に関するリスペクトを忘れてインターネット世界の自由と著作権フリーを履き違えたような議論をすることは許されない」

M委員「やはり最初に客観的損害額がでていないのがおかしいということです。リスペクトに欠けるというお話でしたけれども、我々がリスペクトに欠けているのは、もちろん創作者ではなくてそういう数字をだす人々に対するリスペクトが欠けているということです。(下線は、発表者)

3.4「通信の秘密」、「表現の自由」との均衡

憲法21条[6]における検閲の禁止、通信の秘密等にかかる法的規範に関して、海賊版被害回復のためのブロッキング実施は、通信の秘密をめぐる比較衡量において、レベルが明らかに相違する事案である。

また、日本国憲法第21条第2項の規定を受け、電気通信事業法第4条(及び第179条の罰則)において「通信の秘密」を保護する規定が定められており、電気通信事業法上「通信の秘密」は厳格に保護されている。

以上の法規にかかわらず、ブロッキング推進論者の法的根拠は危うい。これに関しては、第9回タスクフォースでのM委員(S委員代理)のブロッキング否定論の発言が明晰である。少し長文になるが、核心的な事項なので引用で示す。

第1に、(中略)、ここで議論をしているのは、ブロッキングという通信の秘密を強力に制限する特定の手段を認めるための具体的で実質的な立法事実の存否です。(中略)

創作者に負担を強いるのは不正義だとのご指摘もありますが、侵害者でないインターネット一般の通信の秘密の侵害について、他のより制限的でない手段がなくても良いとすること自体が不正義でバランスを逸するものと考えます。

第2に、通信を成立させる目的以外で通信の存在に関する事実を通信事業者が知得、窃用することは通信の侵害に該当します。(中略)通信を遮断する目的で利用者全体のインターネットアクセスを検知することは、現在、世界的に問題になってい大量監視につながるものとして、それ自体重大な通信の秘密の侵害に当たります。(中略)

第3に、(中略)、公権力が通信事業者に知得を命じることも国民から見て憲法上の通信の秘密の侵害に当たり得ることはおよそ当然だと考えます。(以下、略)

このようにタスクフォースでは論理的にも、規範的にもブロッキング導入論は破綻している。

しかし、行政政策行為としてこの後、総務省は「インターネット上の海賊版サイトに関するアクセス抑止方策に関する検討会」を立ち上げ、アクセス警告方式の導入を企図したが、これも頓挫している[7]。

結果として、現在では、知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会は2019年7月の、2019年度第1回委員会において、「インターネット上の海賊版対策について」(内閣府知的財産推進事務局)名義での総花的なアリバイ文書を公開するに至っている[8]。

4．新聞報道等の課題：調査報道の力

「漫画村」関係の記事を参照すると、例えば『日本経済新聞』では、次のような記事がある。

電子の森 漫画村「後継」、はびこる海賊版　感染リスクも

コンテンツ海外流通促進機構(CODA)は18年2月までの半年間だけでも約3千億円の著作権被害があったと推計する[9]。

電子の森 漫画タダ読み 後絶たず[10]

出版業界の打撃は大きく、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)は18年2月までの半年間だけでも約3千億円の著作権被害があったと推計する。

『朝日新聞』は、どうか。『朝日新聞デジタル』2019年7月10日付では、次の記事が配信された[11]。

漫画村を巡っては、一般社団法人「コンテンツ海外流通促進機構」が被害額が推計約3200億円に上ると試算。

産経新聞でも、『THE SANKEI NEWS』2019年7月23日で次の配信がある[12]。

運営者拘束も「第二の漫画村」すでに出現

CODAの推測では利用者が急増し始めた29年9月からの半年間で延べ6億人超が閲覧したという。試算された被害額は約3200億円にのぼる。

なお、週刊誌やテレビ報道等においても同様の状態であるが、紙面の都合で略す。

このように CODA による推計値を検証なしに伝聞紹介する同音異曲の状態が読み取れる。

一方、「文化審議会著作権分科会報告書」[13]では、CODA の推計値を紹介しつつ、他方では推計について、「報告された被害額は、あくまで、一定の仮定・推計をもとに機械的に算出されたデータであり、これが正確な遺失利益(海賊版サイトがなければ出版社等が得られたであろう利益)を示すものではない」としている。

新聞記事作成環境で、過去の記事データベースの構築と記事執筆支援システムの定着は久しい。しかし、ここには示された「事実」に関して CODA へ再調査をし、異なる情報源による「事実」との突合せを行うなど、調査報道の姿勢が希薄である。

報道においては複数の情報源との比較・考察、背景にある政策動向の深堀など、報道機関の役割は大きい。新聞各紙共に、購読部数減、制作過程の合理化など厳しい経営環境において、地道な調査報道の余力が失われつつあるのであろうか。調査報道力の衰退に危惧を感じる。

5．さいごに

本研究では、海賊版サイト対策の知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の議論を検証すると共に、全国紙等の報道内容を調査、比較し、課題を明らかにした。

2019 年 7 月の内閣府知的財産戦略事務局『インターネット上の海賊版対策について』による「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(案)」では、ブロッキング導入については、「他の課題の効果や被害状況等を見ながら検討」としている。リンクサイトの規制や静止画 DL の禁止などと併せて今後の動向を注視していきたい。

---

[1]知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイト に対する緊急対策」(平成 30 年 4 月)p.1

[2]「タスクフォース 第 9 回(平成 30 年 10 月 15 日)議事録」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/gijiroku.pdf
[確認日:2019. 09. 17]

[3] 資料 1-1「「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」(座長) 検討状況報告」
kantei. gp. jp/ip/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyouka_kikaku/2019/contents/dai1/siryou1-1. pdf
資料 1-2 「(別添) 中間とりまとめ(案) (第 9 回会合修正反映版)」
kantei. gp. jp/ip/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyouka_kikaku/2019/contents/dai1/siryou1-2. pdf [確認日 : 2019. 09. 17]

[4] 「緊急対策」p. 4. 「(別紙) 特に悪質な海賊版サイトについての法的整理」の「注 1」
一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)による推計。

[5] 川崎 祥子「著作権法改正案の提出見送りに至る経緯― インターネット上の海賊版対策をめぐって ―」
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2019pdf/20190415079.pdf
[2019. 09. 17]

[6] 日本国憲法の第 3 章にある条文で、集会の自由・結社の自由・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密について規定している。

[7] 同検討会での検討経緯、及びその後の立法推進課程でのドタバタ劇については、次が詳しい。2019 年 7 月 11 日付
https://www. nikkei. com/article/DGKKZO47217250R10C19A7CC1000/ [2019. 09. 17]
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2019pdf/20190415079.pdf
[確認日:2019. 09. 17]

[8] 政策会議「検証・評価・企画委員会議事次第」令和元年 7 月 26 日
www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_kikaku/2020/dai1/gijisidai.html [確認日:2019. 09. 17]

[9]『日本経済新聞』2019 年 7 月 10 日朝刊

[10]『日本経済新聞』2019 年 7 月 11 日朝刊

[11]『朝日新聞デジタル』 2019 年 7 月 10 日付
https://www.asahi.com/articles/ASM7B31FDM7BTIPE007.html [確認日:2019. 09. 17]

[12]『THE SANKEI NEWS』2019 年 7 月 23 日
https://www.sankei.com/entertainments/news/190723/ent1907230002-n1.html [確認日:2019. 09. 17]

[13]「文化審議会著作権分科会報告書」2019 年 2 月
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/r1390054_02.pdf [確認日:2019. 09. 17]

読書相談質問の実際とその類型化

～雑誌の読書相談室に寄せられた質問の分析から～

福永智子
椙山女学園大学 文化情報学部
fukunaga@sugiyama-u.ac.jp

抄録

本稿では，実際の読書相談質問から，構成要素を抽出することを通して，質問の類型化を試みた。分析の対象は本の雑誌社『web 本の雑誌』の「読書相談室」に 2000～2008 年に寄せられた質問である。読書相談質問の主要な構成要素は，特定作家・作品条件，ジャンル条件，テーマ条件である。テーマ条件の代わりに，読者対象，登場人物，時代・舞台・背景・場所，目的が構成要素になりうる。構成要素の組み合わせによる質問のモデルを 12 タイプ提示した。

1. はじめに

読書相談サービスの理論構築に向けて，読書相談質問とはどのような質問なのかを明らかにするアプローチが必要であり，また有意義であると考えられる。調査によれば読書相談サービスを実施する公共図書館は約 9 割で実施率は高いが，人々がどういった相談をしているのかが明らかにされていない現状にある。そこで本研究では，雑誌の読書相談室に寄せられた質問に着目して，読書相談質問の実際を明らかにし、類型化を試みる。

2. 分析の対象

本の雑誌社編『web 本の雑誌』[1]の「読書相談室」に 2000～2008 年に寄せられた質問を取り上げて分析する。相談事例は記録され図書の形態で 7 冊[2]刊行されており，合計すると 1000 件以上の質問が確認できるため，まとまった傾向が把握できると考えられる。今後図書館における読書相談サービスの理論を構築する上で，大きな示唆を得ることが期待される。

3. 類型化の方法とその結果

3.1 レファレンス質問との違い

まず，図書館における読書相談質問とレファレンス質問との違いという観点から両者を分類する。A レファレンス質問の回答には典拠資料を必要とする，B 読書相談質問は本の内容についての質問である，という基準を手がかりに，質問を 1) レファレンス質問，2) グレーゾーンの質問，3) 読書相談質問に分類する。このうち 3) 読書相談質問と分類されたものについて，その種類や要素を記述し，読書相談質問の類型化を試みる。

3.2 相談事例集 7 冊における分類の確認

本研究の分析の対象である「読書相談室」の記録 7 冊において，読書相談質問がどのように区分されているかを確認した。本の内容についての情報を求める読者がこれらの図書を手に取るとき，どのように求める質問に近い質問に辿り着くことができるかを考えて，編集されているものと思われる。

確認の結果，事例集 7 冊における読書相談質問は，巻によって多少の揺れはあるものの，目次を見ると概ね「ジャンル別」，「テーマ別」，「その他」という区分がなされていることがわかった。ただし上記の境界は幾分緩やかなものであり，ジャンルとテーマの両方の要素を有する質問も存在する。ではポイントはどこにあるのかと言えば，ジャンル条件の有無にある。

3.2.1 「ジャンル別」の章

小説のジャンルとして，推理小説（ミステリー），歴史小説・時代小説，SF，ファンタジー，ホラー，恋愛小説などがあり，小説以外にエッセイ，ノンフィクション，評論などがある。質問者はたとえばこのジャンルでおすすめ本をとか，あれば 1～2 冊というように質問する。回答する側としては，ジャンル条件は本の範囲を特定するのに有用であり，またそのジャンルに詳

しい人が回答に当たることができる。

3.2.2 「テーマ別」の章

「テーマ別」の章には，あるテーマについて書かれた本を紹介してほしいという相談がまとめられている。ここにはテーマだけでなく，登場人物や時代・舞台、読者対象など，様ざまなタイプの質問があり範囲が広い。作品形式として小説を求める相談が多いが，詩やエッセイ，ノンフィクションが求められる場合もある。要するにここには，ジャンル条件がない質問がまとめられている。回答する上では，相対的により難度の高い質問である。

3.2.3 その他の章

7冊の目次において，その他の章の具体的な章見出しは表1の通り

表1 「その他」の具体的な章見出し[3)]

巻次	章見出しの名称
①	a「読みたい相談：作家・作品別」 b「番外編：読書いろいろ相談」
②	a「生活密着，人生の実用本」 b「本と出版のもろもろ疑問」
③	「なるほど：読書の疑問編」
④	a「断然いちおし小説編」 b「あれこれ読書の悩み編」
⑤	「あれこれ読書の悩み編」
⑥	なし
⑦	「探してます！こんな本」

上記のうち，①b「番外編：読書いろいろ相談」，②b「本と出版のもろもろ疑問」，③「なるほど：読書の疑問編」，④b「あれこれ読書の悩み編」，⑤「あれこれ読書の悩み編」には，図書館におけるレファレンス質問に相当する質問が数多く含まれていた。

質問例を以下にあげる。「作家になるには」「翻訳作品の傍点は原書でどう記載」「文庫本の絶版はどう決定」（以上①b），「作品が別の出版社から出るのはなぜ」「文壇とはなにか」「書評家と評論家の違い」（以上②b），「翻訳本の有無の確認方法」「夫婦で作家を知りたい」（以上③a），「純文学賞について」「本棚の歴史」「読書データ管理術」「観念小説とは」「著者と作者の違い」（以上④b），「速読について」「読書習慣を身につけるには」「子どもからゾロリをとりあげるべきか」「難しい本を完読すべきか」（以上⑤）。

雑誌の読書相談においても，図書館のレファレンス質問に相当する質問が寄せられ，それらが別枠でまとめられていて，たいへん興味深い。

⑤の質問では，本との付き合い方，読書の在り方についての相談が寄せられている。これらはレファレンス質問ではなく，本の内容に係る読書相談質問でもない。読書相談質問のうち周辺部分に位置する質問である。

3.3 読書相談質問の構成要素

事例集を検討した結果，読書相談質問を区分する基準として，ジャンル条件，テーマ条件を抽出した。全体の分析を通して，重要な条件として特定作家・作品条件が確認できた。あとは補足的ではあるが作品形式条件を抽出した。これらの要素が含まれた質問の基本形とバリエーションは以下の通りである。

3.3.1 特定作家・作品条件

多くの場合，質問者は既読の作家・作品に似た，未知の作家・作品があれば知りたい，読んでみたいと思っている。既読作品は小説であることが多いが，映画やテレビドラマの視聴後に本を求めることもある。バリエーションとして未読の作家・作品のおすすめ等を求める場合もある。

回答する側は，作家または作品が特定されているため，本を比較的探しやすいと思われる。

タイプ1 特定作家・作品条件を提示し，未知で似た作家・作品を知りたい

～既読の○○に似た作家または作品～

ジャンルやテーマ条件のないタイプ1は，今回の読書相談質問では数が少なかった。

「リチャード・ブローディガンが好きだけど絶版本が多いので，似た作風で簡単に手に入る本」③p. 135[4)]

「太宰治の『女生徒』のように著者と主人公の性別が異なり一人称で書かれている小説」⑥p. 196

タイプ2 未読の特定作家について代表作やおすすめ，読む順番を知りたい

いくつかバリエーションがある。

2.1 おすすめ「恩田陸の入門編のおすすめ」①p. 163→回答「ミステリーファンなら『三月は深

き紅の淵を』，SF ファンなら『光の帝国』を」
2.2 読む順番「有川浩の図書館戦争シリーズは順番に読むべきでしょうか」⑦p. 180
2.3 おすすめ＋読者対象「西村京太郎の十津川警部シリーズは作品数が多いので迷う。鉄道ファンはどれを読めばいいか」⑦p. 182
タイプ3 ジャンルまたはテーマを指定し，さらに特定作家・作品を既読条件として提示して，似た作家・作品を知りたい
～□□のテーマ・ジャンルで○○の読後に～
3.1 ＋テーマ条件
「格闘技を題材にした面白い小説をご存じないでしょうか。…中略…飯嶋和一『汝ふたたび故郷へ帰れず』や，中島らも『超老伝カポエラをする人』などは，とても楽しく読むことができました。国内外を問わず広く」③p. 160
「宿命に縛られるという話で，東野圭吾の『白夜行』や松本清張の『砂の器』に似ている小説」⑤p. 99
3.2 ＋ジャンル条件
対象本②の第3章「作家／作品とジャンルの数珠つなぎ」p. 109–163 にはこのタイプの質問がまとめられている。
「『ぼくらは虚空に夜を視る』を面白く読みました。このジャンル（ジュニア SF）の必読の名作には他にどのようなものがあるか」②p. 115
3.3 ＋テーマ条件＋ジャンル条件
～○○がテーマの本で△△に似た作品でジャンルは□□～
「スペースオペラが好きで，特に女の子が主人公で大暴れする小説が大好きです。野郎どもをボッコボコに張り倒す女の子の痛快な，でも子供っぽくない SF，教えていただけないでしょうか。ちなみに『ダーティペア』，『…絶句』が私のストレス解消本です」②p. 122
タイプ4 特定作家・作品を既読条件とし，さらに文体などの条件を指定し，似た作家・作品を知りたい
「高村薫や横山秀夫のような十分に書き込まれた重厚な作品」⑦p. 191「森見登美彦、保坂和志など文体に一癖もふた癖もある小説」⑦p. 191～192

3.3.2 ジャンル条件

タイプ5 ジャンル条件
～このジャンルのおすすめを数冊～
求める作品数について，多いときはそのうち「おすすめ」を，少ないときは「もしあればいくつか」という聞き方がされている。
「時代もので少し恋愛もあったりして読みやすいものを紹介してください」①p. 128
「コン・ゲーム（騙し合い）の傑作を教えてください。あっと驚く大どんでん返しの本も読んでみたい」①p. 97
タイプ6 ジャンル条件＋テーマ条件
～○○がテーマの本でジャンルは□□～
ジャンルとテーマの両方が設定されている質問である。たとえば事例集⑦には，ジャンルが「SF・ファンタジー」でかつ以下のテーマ条件の質問がある。「異形との交流もの」p. 47「誰もいない世界に主人公が一人」p. 57「タイムトラベルもの」p. 48「人口増加がテーマの SF」p. 53

3.3.3 テーマ条件

タイプ7 テーマ条件
特定のテーマの本があったら教えてほしい。どんなジャンルでも構わないということである。回答する側にとっては難度が高い。
～○○がテーマの本～
「歌舞伎を題材にした小説のおすすめ」②p. 34
「どん底に落ちた人間が機知と根性でのし上がっていくような本」⑥p. 144
タイプ8 テーマ条件＋作品形式条件
多くの質問は小説を求めているが，小説ではない作品形式で，ノンフィクションやエッセイなどを求める場合や，文庫本限定，入手しやすいものなどの条件が付くことがある。
「海・山・川の漂流もので，ノンフィクション，手に汗握るガシガシ引き込まれるもの」②p. 86

3.4 テーマ条件以外のバリエーション

前章ではテーマを取り上げたが，実際にはテーマの代わりに内容的に別の条件が指定されることがある。具体的には，読者対象，登場人物，時代，舞台，背景，場所，文体，作者のタイプ，目的などである。

タイプ9 読者対象
誰かに本を贈るという状況で，どのような本がいいかアドバイスを求める質問である。出産や入学祝のほか，入院中の知人などに本を選ぶ

ケースが見受けられる。タイプ1〜7と同様に，特定作家・作品条件やジャンル条件がつく。以下は対象本②の例である。

年齢別：「82歳の祖母へ」p. 66「小学校3年生の娘へのおすすめ」p. 87 入院中の人：「入院中のラガーマンに贈る本」p. 50 お祝い：「姉への出産祝」p. 28「中学生女子への入学祝」p. 23など。その他：「医療の世界について看護学生へのおすすめ」p. 90

9.1 ＋特定作家条件
「アメリカ留学中のジェフリー・アーチャー好きの友人へのおみやげ」②p. 41
9.2 ＋ジャンル条件
「ハードボイルドファンの夫をぎゃふんと言わせる新本格作品を教えてほしい」②p. 74

タイプ10 登場人物
特定の登場人物が出てくる作品という条件を指定する質問。作品のテーマを条件にすることと表裏一体の関係にある。
「探偵ガリレオシリーズのような，科学者や大学教授が理系の頭脳を利用して事件を解決するような小説」⑦p. 18-19「警官や教師ではない公務員が主役の本。『県庁の星』よりも『官僚たちの夏』の路線で」⑤p. 31

タイプ11 時代，舞台，背景，場所
特定の時代，舞台，背景，場所をテーマの代わりに条件とする質問。
「1960年代の若者文化の空気を感じる本」②p. 83「テレビドラマのERのような病院を舞台にした小説でおすすめ。浜辺祐一は好き。」⑦p. 117

タイプ12 目的
人の状態や気持ちを変える本を求める質問である。元気になりたい，本を読んで泣きたい，大笑いしたいなど。

「思いっきり泣いて失恋を忘れて，自分に自信を持とうとがんばれるような気持ちになる本」③p. 33-34「就寝前に気持ちをリラックスさせハッピーにさせてくれる小説」⑦p. 103「二日酔いにならないような飲み方をしている人が登場する本とかお酒がやめたくなる本」④p. 14

3.5 その他

これらは読書相談質問とレファレンス質問のグレーゾーンにある質問と言える。

3.5.1 昔読んだ小説のタイトル，覚え違いタイトル

「昔読んだSFで流刑地となった水のない星で、水の小型製造機を与えられ生きていくが、それがランダムに爆発してしまう…そこに生きる主人公の心の葛藤を描く小説」⑦p. 196-197

「カタオカヨシオのジョウモンドキサツジンジケン」→吉岡道夫の『縄文土偶殺人事件』②p. 208-209

3.5.2 古典の現代語訳

源氏物語の現代語訳、シャーロックホームズや三銃士など海外文学の翻訳のおすすめを求める質問（⑥p. 108-109）
「『三国志』や『水滸伝』で中学生にも読める本」⑦p. 165

4. おわりに

今回は構成要素の抽出とその組み合わせによるタイプの記述に尽力したが、今後の課題としてそれぞれの件数と割合も明らかにしたい。

引用文献

(1) WEB 本の雑誌（http://www.webdoku.jp/ 最終アクセス 2019年8月29日）
(2) ①『日本読書株式会社』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2001.9 218p
②『注文の多い活字相談 新日本読書株式会社』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2002.9 221p
③『よりぬき読書相談室 新日本読書株式会社』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2003.7 210p
④『よりぬき読書相談室 特盛すこぶる本編』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2004.6 221p
⑤『よりぬき読書相談室 どすこい幕の内編』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2006.7 221p
⑥『よりぬき読書相談室 みだれ打ち快答編』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2007.9 221p
⑦『よりぬき読書相談室 疾風怒濤完結編』本の雑誌編集部編 本の雑誌社, 2008.11 222p
(3) 同上の7冊の目次部分から引用した。
(4)「③p.135」は質問事例集③の135ページを意味している。

レファレンスサービス再考
-萎縮する人物情報に関するレファレンスサービス-

山本　順一（桃山学院大学経営学部・経営学研究科）
e-mail: june01@andrew.ac.jp

抄　録

この研究報告は、本年7月、ある県立図書館の現場からいただいたメールが契機となっている。この国では過剰なまで広範囲にわたりプライバシーや個人情報が強調され、市民感情がそれに同期する傾向がある。電話加入者の同意を得て作成された50音順電話帳個人編、‘ハローページ’の取扱いに悩む一部の公共図書館がある。‘ハローページ’がアメリカにはない‘オレオレ詐欺’のトゥールとなっていることが大きな理由となっている。この国の図書館現場にバランス感覚を取り戻していただくことがこの報告の狙いである。

1.　はじめに

7月中旬、わたしは、ある県立図書館の図書館サービスの担当者から次のようなメールをいただいた。

「当館では、これまでしばしばハローページに掲載されている特定の名字につき、その前後の名字、当該名字がいくつ記載されているかなど、名字に関するレファレンスを受けてきました。このような参考質問に対して、過年度分を含めて当館で所蔵しているハローページを利用して、回答を与えてきました。

しかし、一方で当館では過去にさかのぼりハローページを所蔵しているにもかかわらず、出版元のNTTからの要請を受入れ、ハローページについては、図書館利用者に閲覧させないことにしており、利用者に対しては所蔵していないと伝え、閲覧を拒否しています。

このような当館の基本方針に背いて、建前として所蔵していないはずのハローページを用いて、個別の参考質問にこれまで回答してきたことが、最近、館内で問題となっています。ハローページを利用してのレファレンス回答が個人情報保護に関連して問題があるのであれば、今後はやめようと思っています。

ハローページを用いてのレファレンスサービスが個人情報保護、プライバシー保護の観点で問題があるのかどうか、ご意見をたまわれば幸いです。」[1]

この発表では、うえに紹介した図書館現場からの照会に関連し、調査検討したところを明らかにし、当該図書館を含め、この国の図書館実務に一定の（わたしが考える）確たる指針を提供したい。

2.　‘ハローページ’とその入手・アクセス

アメリカでもこの国でも、ディレクトリは必ず蔵書構成の一角を占めてきた。従来のレファレンスサービスについての理論、実務においても、人名辞典やWho's Whoなどを用いて行う特定の人物に関するレファレンスサービスは、定番のサービスとされてきた。このときディレクトリの一種である電話帳（telephone directory、phonebook）も大いに活用されてきた。

2.1　この国の電話帳と‘ハローページ’

日本の電話事業は1890（明治23）年に東京市内と横浜市内の間ではじまり、1枚の「電話加入者人名表」が最初の電話帳である[2]。現在では、電話帳は、五十音順で企業名や個人名が並べられている‘ハローページ’と業種別に電話番号がまとめられている‘タウンページ’の2種が発行されている。「ハローページ個人名編」は、2011年発行分以降、希望者に限り配布されている。電話帳への掲載を希望しない電話加入者については、その氏名・住所・電話番号等は掲載されない。2005（平成17）年の時点で‘ハローページ個人名編’の掲載件数は1,964万件で、全国の世帯数が4,906万世帯（国勢調査）なので、単純計算すると掲載率は4割程度である[3]。現在はさらに低下しているはずである。電話帳掲載の情報と携帯電話番号については、「番号情報データベースシステム」（TDIS: Telecom Directory Information System）に登載され、これを使って電話番号案内（104）が実

施されている。

2.2 ‘ハローページ’市場の盛況

1990(平成 2)年には点字電話帳が発行されるようになり、2000(平成 12)年以降は店舗・企業の電話番号や地図、ルート案内まですべてインターネット電話帳の‘iタウンページ’で無料で検索できる。

電話加入者は居住地の‘ハローページ’を 1 部無償で入手できる。また、‘ハローページ’は商品で一定の価額で販売され、デジタルデータも購入できる。‘ハローページ’の中古品はインターネットオークションに出品されており、300 円～7,000 円程度で落札されている。

‘ハローページ’は、様々な形態で広く流通している。

3. ‘ハローページ’が抱える懸念

‘ハローページ’は市民生活のなかでコミュニケーションに活用されるだけでなく、新版に知人の情報が掲載されているのを見て安否を確認する[4]など、多様な利用効果が認められる。その一方で、大量の個人情報が掲載されているので、電話による勧誘などの事業に用いたり、ダイレクトメールの発送にも利用される。企業にとってはマーケティングの重要なトゥールとして活用されている。

3.1 悪徳商法や詐欺のトゥールでもある

2017年6月に開催されたNTT東日本の株主総会において、「株主から「ハローページ(電話帳)個人版が、よろしくない使われ方をしている。コスト削減やセキュリティーの面からなくしてほしい」との要望」が出され、NTTの役員は「振り込め詐欺などに悪用されているとの指摘があることは認識しており、大変遺憾だ」と述べ、「利用実態を踏まえて今後、廃止を含めてあり方を検討していく」と発言したとされる。もっとも、同社関係者は制度的背景を考慮し「幅広く検討するという意味で、現時点で具体的に廃止を考えているわけではない」と廃止発言を是正したとのことである[5]。

2010 年のデータであるが、「オレオレ詐欺の被害に遭った人の9割以上が、NTTの個人名電話帳「ハローページ」に掲載されていた」[6]との指摘がある。警察は‘ハローページ’掲載の削除を呼び掛けている。

ひるがえって、詐欺は世界のどこの国においてもみられるもので、人間社会には普遍的に存在する犯罪で、多種多様な形態の詐欺がある。アメリカにおいても然り。電話帳を使った詐欺(telephone scams)が頻発しており、2018 年の調査[7]では 2,490 万人、10 人に 1 人が引っかかっており、ひとりあたりの損害額は 357ドル、アメリカ全体での詐欺被害額は 89 億ドル(約 9,455 億円)に達する。興味深いのは、日本のオレオレ詐欺(‘It’s me, send money’ scam)の被害者はほとんどが高齢者であるが、アメリカでは 18-34 歳が 38%で年齢層があがるにつれて被害者が減少し、65 歳以上は4%に過ぎない。

3.2 個人情報保護制度との関係

この国に個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)が成立したのは 2003(平成 15)年のことである。2006(平成 18)年には、個人情報保護法の施行後、相談窓口を設置した独立行政法人 国民生活センターは、「事業者からの電話勧誘がしつこい。どこから個人情報を入手したのか」といった自身の個人情報の流通過程に疑問や不安を抱く相談が多数寄せられてい」ることを背景に、NTT西日本と認定個人情報保護団体である財団法人日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センターに対して、「新規の契約者に対し電話帳掲載および電話番号案内への同意を確認するに当たっては、番号情報データベースによる第三者提供について説明の上、電話帳掲載等への登録の可否の確認を行うとともに、既存の契約者に対しても番号情報データベースについて周知し、電話帳掲載等への登録を希望しない場合は申し出による削除ができることを周知徹底すること」を要望している[8]。

3.3 ‘ハローページ’と個人情報保護法

2017(平成 29)年の個人情報保護法の改正において、「個人情報データベース等」の定義を定めた 2 条 4 項に「利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く」という括弧書きが加えられた。電話帳は、同法施行令 3 条 1 項の 3 要件を満たし、その流通・利用には何らの制約も課されないことが明確にされた(それ以前も旧・経済産業省ガイドライン(平26.12.12厚生労働省・経済産業省告示4号)では同様の取扱いがなされていた)[9]。

‘ハローページ’に掲載された個人情報については、上記の通り、個人情報保護制度のうえで、自由に流通させることができ、その利用において

も制約はないはずである。しかし、「住所でポン事件」[10]の大阪高裁判決では、紙媒体の‘ハローページ’については黙示の許諾を認めながら、インターネット上の‘ハローページ’掲載個人情報の公開については当該ホームページでの公開は「ウェブサイト上に掲載されることで……不特定多数の者からのアクセスが容易になり，生活の平穏について不安を抱く者がいることは否定できない」として不法行為責任を認めている。

4. 公共図書館と電話帳、‘ハローページ’

4.1 アメリカでは

多くのアメリカ人は、先祖から子孫に至る一族の系統を探る系図学(genealogy)が大好きである。そしてそのような人びとに対して大きな支援を提供するのがアメリカの公共図書館である。

家系の歴史探索マニアのよく知られた情報源のひとつに Genealogy.com がある。そのウェブページには、「系図学調査に有益なディレクトリにはいくつかの異なったタイプのものがある。たぶんもっともよく利用されるディレクトリは誰がどの地域に居住しているかを一覧にした都市別電話帳である」とある。そして、そのページの下の‘種々のディレクトリの見つけ方’のところには、「種々のディレクトリの大半は主要な記録センターのどこにでも置かれ、地元の図書館ですら所蔵している。…電話帳はアメリカのどこの図書館でも閲覧可能である。ほとんどの場合、それらを冊子体で見るだけでなく、マイクロフィルムでも閲覧できる。しかしながら、生存している親族、おそらく親族だと思われる人たちの氏名や住所、およびその数をもっと容易に知る方法は CD-ROM 電話帳(CD-ROM phone discs)である。CD-ROM 電話帳にはふつうアメリカ全体のを対象とする氏名や住所が掲載されている」[11]と記述されている。

アメリカの図書館現場に眼を移すと、連邦議会図書館では国内の電話帳コレクション(U.S. Telephone Directories)を備え、地域史・系図学レファレンスサービスが実施されている[12]。オースチン公共図書館(テキサス州)のホームページには、「図書館には電話帳(phone books)がありますか？」という質問があげられ、「当館では、中央図書館5階のレファレンスコーナーでいくつかのテキサス州の都市の電話帳を利用できます。もっともその利用は館内限りで貸出はできません」、「電話番号の位置が知りたいときには、レファレンスライブラリアンにお尋ねください」[13]との回答が記されている。

アメリカの大方の公共図書館では、電話帳が所蔵され、電話帳を使った、電話帳にまつわる各種のレファレンスサービスがふつうに行われていることが理解できよう。

4.2 日本の公共図書館では

電話帳を所蔵している国立国会図書館は、そのホームページ[14]で所蔵情報、請求記号の検索の仕方や電話帳の発行状況等が検索できる。最新版については、東京本館では科学技術・経済情報室に開架陳列され、関西館では総合閲覧室で開架され、それぞれ利用者の閲覧に供されている。そのウェブページには、「当館以外で電話帳を閲覧できる施設は、NTT タウンページ ホームページ内全国の電話帳閲覧場所一覧 で検索できます」とあり、下線をクリックすれば「全国の電話帳閲覧場所一覧」(PDF)をダウンロードできる。そこには北海道から沖縄まで全国の公共図書館およそ950 館があげられており、なんと冒頭でハローページを所蔵していながら、利用者には「所蔵していません」としらじらしく答えているとされる県立図書館の名称も見られた。

東京都立図書館のホームページ[15]では、1906(明治 39)年 4 月現在の「東京中央電話局電話番号簿」から現在のものまで東京都内を対象とする電話帳の所蔵を明らかにしており、‘50 音順 電話帳’(ハローページに相当)の閲覧利用が可能である。

上記の「全国の電話帳閲覧場所一覧」からも明らかなように、日本でも多くの公共図書館が地元を対象とする電話帳、‘ハローページ’を所蔵し、利用に供していることがわかるし、それを使ったレファレンス質問があれば対応せざるを得ないはずである。

4.3 島根県立図書館では

島根県のホームページには、「県民ホットラインにいただいたご提案と回答」というサイトがある。そこに 2017 年 5 月に県民からの提案があり、関係部署が翌 6 月に回答した「NTT 電話帳への個人情報の掲載について」[16]がある。

県民からの提案の冒頭には、「ある新聞記事によりますと、NTT 電話帳に掲載された住所、氏名、電話番号がインターネットサイト「ネットの電話帳」

で公開され、プライバシーを侵害されたとして情報の削除などを求めた訴訟で、京都地裁は個人情報の削除と約5万円の賠償を命じました[17]。」とあり、「(島根)県立図書館では古いNTTの個人名電話帳を所蔵されているのでしょうか。所蔵されている場合、一般の閲覧を制限する措置を講じておられますか。」と島根県立図書館に然るべき対応を迫っている。

日本の現状の個人情報認識を背景とした、この県民からの‘ハローページ’の利用制限提案に対して、島根県立図書館は毅然とした回答を示している。

「平素は県立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。お問い合わせの件につきまして、島根県立図書館では、1985年から現在(最新)までのNTTの電話帳を所蔵しています。 このうち、最新の電話帳については、全都道府県分を1階ホールの書架に並べており、誰でも自由に閲覧できる状態です。過去の電話帳については、島根県分のみを、郷土資料として一般の利用者が直接の利用ができない地下書庫に所蔵しており、申請があれば閲覧できるようにしています。NTT の電話帳に掲載されている個人情報については、不特定多数の方が利用することを前提として、電話会社が利用契約や約款に基づき掲載の承諾を取っていることから、図書館の利用者への提供が可能な資料と考えております。ご理解のほど、お願い申し上げます。」

5. むすび

2015年12月のニュースには、「NTT西日本の担当者はネットの電話帳について「そういう(‘住所でポン’のような)ホームページがあることは把握している。ハローページが情報源となって、掲載している人に迷惑をかける形で利用されているのであれば遺憾だ」と語る。その上で「ハローページは『公開情報』。使用方法について著作権侵害などの不法行為が確認できない限り、規制するのは困難だ」と指摘した。」[18]とあり、これが現行法の解釈として妥当であろうし、県民に対する島根県立図書館の回答の趣旨でもある。

図書館の外に眼を転ずると、インターネットが広く普及し‘忘れられる権利’が唱えられ、公務員等の非違行為や刑事事件の容疑者・被害者等について過剰なまでに個人情報保護制度が援用される傾向もある。

たとえば、明治期に先祖が但馬から北海道に開拓移民した現在北海道に住む市民から「親族の消息」についての質問を但馬の図書館が受付ければ、まず間違いなく‘ハローページ’にあたるであろう。アメリカの図書館もそうである。

日本の図書館にも、市民の知る権利に仕える情報資源コレクションの整備拡充、そしてレファレンスサービスにはバランス感覚が求められている。

＊　ホームページのURLは9月5日に確認。

---

1 この私宛のメールの匿名化利用については、本人にその旨を伝えており、(組織としても) 異論は出されていない。

2<https://wikiwiki.jp/denwatyou/%E9%9B%BB%E8%A9%B1%E5%B8%B3%E3%81%AE%E6%AD%B4%E5%8F%B2>

3<http://jmjp.jp/topics/2010/10/post_3829.htm>

4<https://withnews.jp/article/f0170708002qq000000000000000W02310701qq000015527A>

5<https://www.sankei.com/economy/news/170627/ecn1706270040-n1.html>

6<http://jmjp.jp/topics/2010/10/post_3829.html>

7<https://truecaller.blog/2018/04/26/truecaller-insights-usa-2018/>

8<http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20060303_3.pdf>

9Cf.<https://business.bengo4.com/practices/284>

10京都地裁判決 (2017年4月25日)、控訴審大阪高裁判決 (2017年11月16日)。最高裁に上告したが2018年5月10日上告を受理しない旨が決定され、高裁判決が確定。

11<https://www.genealogy.com/articles/research/00000284.html>

12<https://www.loc.gov/rr/genealogy/bib_guid/telephon.html>

13<https://library.austintexas.libanswers.com/faq/14161>

14<https://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-102067.php>

15<https://www.library.metro.tokyo.jp/search/research_guide/tokyo/telephone_directory/index.html>

16<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/seisaku/koho/hotline/record/201706/A201700034.html>

17 これはすでに紹介した「住所でポン事件」の一審、京都地裁判決を指している。「住所でポン！ 2012年版電話帳」は、2019年9月現在、ネット上で利用できる。<https://jpon.xyz/>

18<https://www.sankei.com/west/news/151217/wst1512170006-n2.html>

第 2 日

口頭発表（10:00～11:30）

第 2 会場

（東黌 3 階 302 講義室）

市区町村立図書館の資料収集方針は全国的にどのように普及したか
－全国公共図書館協議会2018年度蔵書構成・管理の調査データを利用して－

伊藤民雄（実践女子大学図書館） ito-tamio@jissen.ac.jp

抄録

全国公共図書館協議会の2018年度蔵書構成・管理に関する全国調査結果を利用して，資料収集方針の普及拡大状況を明らかにした。図書館設置1,332自治体のうち，収集方針の策定自治体は71%である。策定は，1980年代から太平洋ベルト地帯にある都市部の自治体で徐々に増加し，2000年代にピークに達するとともに，2010年代までに北関東から九州にまでかけてかなりの自治体で策定が終了したこと，2000年代から徐々に改定が始まっていること，1979年当時に策定済みとしていた自治体が再作成し直していた事実も判明した。

1 本研究の背景と目的

公立図書館の収集方針（以下，「収集方針」）は，成文化や公開の奨励が盛り込まれた『図書館の自由に関する宣言』（以下，「自由宣言」）の1979年副文改訂[1]を契機に，先駆的な藤沢市図書館の収集方針が『図書館雑誌』1988年1月に紹介され，それを模範とし徐々に普及したと考えられる。

統計的には，日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会（以下，「自由委員会」）が実施した「図書館の自由に関する全国アンケート」[2][3]によって，1995年段階で全国466館，2011年段階では全国741自治体で成文化した収集方針が策定されていることが分かっている。

しかしながら，継続的に全国調査が行われていないため，1979年代以前，先の2つの調査の前後の期間の状況が不明である。都市部から町村部に拡大普及したと想像はできるが，市区町村立図書館の収集方針が全国的・地理的にどのように普及拡大したのか常々疑問に思ってきた。

そんな中，全国組織である全国公共図書館協議会（以下，「全公図」）が，2018年度に「公立図書館における蔵書構成・管理に関する実態調査」（以下，「全公図2018調査」「本調査」）を実施した。助言者として関わった縁で，調査結果を利用して，永年の疑問の解決を試みる機会を得た。

本研究ではその調査結果データを利用し，その範囲内で資料収集方針の策定および普及拡大状況を明らかにすることを目的とする。

2 先行調査

1979年以前に，収集方針または選書基準の策定の全国調査は未実施ではあるが，塩見[ほか]の論文で，策定自治体として15自治体（うち市区町村は7自治体）が紹介されている[4]。

公立図書館を対象とし，「資料収集方針の策定状況」が調査項目となっている全国調査は，先述した自由委員会が実施した2回の調査（以下，「JLA1995調査」，「JLA2011調査」）がある。また同委員会は1988年に，都道府県立図書館と神奈川県内市町村図書館を対象に収集方針を主とした調査を行っている（JLA1988調査）[5]。その結果，回答43都道府県立図書館（以下，「都道府県」）のうち37館，神奈川では9自治体が策定していた。一方，文部科学省からの委託を受け図書館流通センターが2016年に実施した『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』（以下，「TRC2016調査」）でも扱われている[6]。TRC2016調査では，収集方針未策定の割合は直営館が相対的に高く，また一部委託館と指定管理館で策定している割合が高い結果から，「契約の際に業務の内容や範囲を定義するため必要であるからだろう」，と促進要因を指摘している。JLA，TRCの調査における収集方針の策定状況および公開状況を表1に示す。

表1 JLA, TRC, 全公図の調査対象, 成文化率と公開率

調査名	調査年	調査単位	①調査対象件数	回答数	②成文化	成文化率 ②/①	③内公開	公開率 ③/②	調査に対する留意点
JLA1995調査	1995年	個別館	1,913	965	466	24.4%	150	32.2%	分館および同一館長の館を除く
JLA2011調査	2011年	自治体	1,344	945	741	55.1%	470	63.4%	中央館または中心館が回答
TRC2016調査	2016年	自治体＋個別館	2,456	2,225	1,777	72.4%	1,124	63.3%	市区町村立図書館のみ、個別館回答
全公図2018調査	2018年	自治体	1,379	1,373	996	72.2%	500	50.2%	中央館または中心館が回答
		市区町村のみ	1,332	1,326	949	71.2%	468	49.3%	都道府県立図書館は除く
		個別館に変換	3,277	3,247	2,678	81.7%	1,699	63.4%	自治体運営図書館数で算出

3 全国公共図書館協議会の調査概要

全公図2018調査は, 蔵書発展の面から, 収集だけでなく, 除籍, 保存の各方針も調査項目としたのが先行調査との大きな違いである。

図書館法第2条2項の地方公共団体が設置する全国の公立図書館設置1,379自治体(うち市区町村は1,332自治体)を対象とし, 2018年4月段階での蔵書構成・管理の現状分析と課題整理を目的に, また出版と図書館を考える基礎資料とするために, 収集, 蔵書評価, 除籍, 保存, 共同保存に関して55項目の設問から成る質問紙調査を行った。2018年12月4日に全公図から都道府県立図書館を経て市区町村立図書館に配布が行われ, 2019年1月10日に逆の流れで回収された。回収率は99.6%である(都道府県100%, 市区町村99.5%)。調査結果は同年3月末に全公図サイトに掲載された。

4 本研究の研究方法

全公図の調査設問項目となっている図書館創設年, 収集方針策定とその改定, 選定基準等の回答結果を利用する。結果の分析には, 先行調査との比較, GIS(地理情報システム)を利用して, 全国1,379自治体の収集方針の普及拡大状況を分布図で示す。GISソフトには「MANDARA10」を利用した。なお, 分析は2018年4月段階の自治体で行い, 合併前の自治体は考慮しない。

5 結果と考察

5.1 収集方針の策定状況と公開率

調査結果の範囲内で, 市区町村立図書館(以下,「市町村」)の中で一番古い収集方針は1961年で, 2018年1月現在では949自治体にまで広がっている。自由宣言改訂の1979年を起点として策定状況を検討すると, 1960年代までに策定したと回答したのは松阪市(1961年)と大阪市(1966年)の2自治体, 1970年代に策定したと回答したのは14自治体である。

市区町村立図書館を設置する1,332自治体のうち収集, 除籍, 保存の各方針を策定している自治体は, 設置自治体に対しそれぞれ71%, 46%, 19%である。3つの方針を全て策定している自治体は192自治体である。市区が8割以上に対し, 町54.6%、村37.5%と策定率は高くはない。一方で, 先進市とされる日野市と浦安市の収集方針の策定年が2010年代であることは意外であった。

先行調査との調査単位が異なるので, 公開率などは単純に比較できないが, 全公図2018調査の成文化率はTRC2016調査とほぼ同じ72%台となっている。JLA1995年調査24.4%, JLA2011年調査55.1%であることを考えると, 2010年代の伸長は目覚ましいものである。しかしながら, 公開自治体は2011年と2018年の間に30自治体しか増えていない(以上, 表1)。

5.2 収集方針の策定状況の推移

図2は, 市区町村を対象として, 図書館創設年, 収集方針策定年およびその改定年, 選書基準策定年, の推移を表したものである。図書館創設は4つの山が確認できる。1980年以降に収集方針

と選定基準を策定する自治体の増加が見られるので，1979 年の自由宣言改訂とは無関係ではあるまい。また，ちょうど図書館創設の 4 つ目のピーク終了後の2000年代に収集方針策定のピークを迎えている。一方で，同方針は 2000 年代から徐々に改定され，2010 年代も改定が続いている。

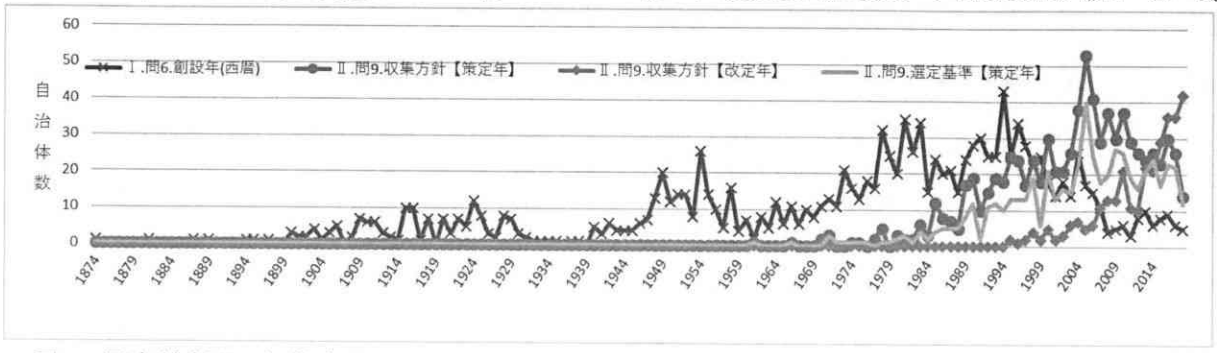

図 1　図書館創設，収集方針，同改定，選書基準　策定自治体の推移　＊無回答は含んでいない

5.3　図書館運営形態との関係

先行調査において収集方針は一部委託館と指定管理館で策定している割合が高いと指摘されているが，本調査では収集だけでなく，除籍，保存各方針においても，先行調査と同様の傾向となった。PFI 法（1999 年）や指定管理者制度（2003 年）の導入が，収集方針の拡大普及の一要因となったのは否定できない。また，収集方針策定ピーク時の 2005 年当時は，出版界からの公立図書館の選書方針への批判・異議 [7]，平成の市町村大合併とも時期が重なるため，これらも策定の促進要因として考えてみる必要はありそうだ。

5.4　都道府県別，年代別の普及拡大状況

9 割超の収集方針の成文化率は 4 県（高い順に石川，大阪，埼玉，沖縄），8 割超は 9 都県（岡山，栃木，大分，愛知，千葉，東京，鳥取，新潟，岐阜）である。一方，6 割超の公開率は 3 都府県（東京，埼玉，大阪），5 割超は 4 県（千葉，神奈川，栃木，奈良）である。高成文化率は全国に分散しているが，高公開率は関東に集中している。しかしながら，その県内の最初の策定自治体が，必ずしも現在の政令指定都市と県庁所在市ではない（当該市 10 市のみ）。策定時期の早い遅いは規模の大小ではないようだ。（以上，表 2）

年代別では，1970 年代までは多くはないが都市部を中心に策定され，1980 年代までに太平洋ベルト地帯上にある自治体に拡大し，1990 年代までに関東圏で，2000 年代までに中京圏，関西圏，北九州圏で，2010 年代までに北関東から九州にまでかけてかなりの自治体で策定していることがわかる（図 2）。

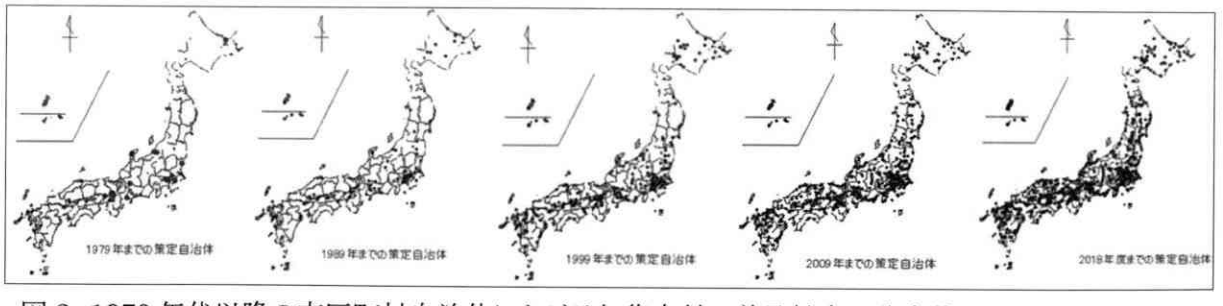

図 2　1970 年代以降の市区町村自治体における収集方針の普及拡大の分布状況

5.5　先行調査との齟齬

塩見[ほか]が紹介した 7 市区町村自治体（1 市のみ選書基準），JLA1988 調査対象となった都道府県立図書館について比較を行った。すると，

当時は1979年以前に収集方針策定済みとした6市区町村自治体は，全公図2018調査では1980年以降に策定したと回答としている。また，JLA1988年調査では，回答43県のうち25県が1980年までに策定済みとしたが，本調査では6自治体のみで，それ以降に策定したと回答している。本調査では理由を知ることはできないが，自由宣言 1979 改訂の内容に合わせたか，他図書館の影響を受け策定し直したということであろうか。

表2 都道府県別の策定状況

番号	都道府県	回答市町村	うち成文化	成文化率	公開率	年代別策定自治体数 1960	1970	1980	1990	2000	2010	最初の策定自治体
1	北海道	99	57	58%	29%		1	7	18	18	8	小清水町
2	青森県	23	10	43%	30%				1	4	4	三沢市
3	岩手県	26	20	77%	31%				2	11	5	大船渡市
4	宮城県	21	14	67%	19%			1	2	4	4	気仙沼市
5	秋田県	18	13	72%	17%			1		3	8	秋田市
6	山形県	24	16	67%	17%			1	1	5	8	山形市
7	福島県	31	21	68%	42%			3	5	5	6	福島市
8	茨城県	37	28	76%	41%		1	2	8	9	5	日立市
9	栃木県	24	21	88%	54%				2	9	5	大田原市
10	群馬県	23	14	61%	26%				5	6	2	大泉町
11	埼玉県	59	55	93%	64%			3	14	20	14	坂戸市/吉見町
12	千葉県	39	33	85%	59%		2	2	8	14	7	千葉市/流山市
13	東京都	57	48	84%	68%		2	10	9	16	7	立川市
14	神奈川県	29	23	79%	55%			7	2	8	2	大和市/綾瀬市
15	新潟県	23	19	83%	30%		2		5	5	1	柏崎市
16	富山県	15	11	73%	20%				3	4	2	高岡市
17	石川県	19	18	95%	47%		1		4	3	5	穴水町
18	福井県	17	11	65%	12%					7	3	越前市
19	山梨県	20	14	70%	35%			1	1	7	4	都留市
20	長野県	56	26	46%	18%			2	4	9	5	長野市
21	岐阜県	34	28	82%	47%		1	1	3	10	9	岐阜市
22	静岡県	34	27	79%	41%			2	7	11	4	浜松市
23	愛知県	48	41	85%	29%			5	8	10	14	弥富市
24	三重県	23	16	70%	30%	1			1	6	3	松阪市
25	滋賀県	19	15	79%	42%			2	2	4	5	大津市/草津市
26	京都府	19	14	74%	21%			1	1	4	6	向日市
27	大阪府	37	35	95%	62%	1	3	2	6	11	8	大阪市
28	兵庫県	38	28	74%	39%		1		8	12	6	明石市
29	奈良県	22	17	77%	50%			1	8	5	2	大和高田市
30	和歌山県	18	8	44%	11%			1	1	2	2	和歌山市
31	鳥取県	19	16	84%	37%				4	9	3	日南町
32	島根県	16	11	69%	13%				3	1	5	益田市
33	岡山県	25	22	88%	48%				8	6	5	岡山市
34	広島県	22	17	77%	32%			1	1	9	5	東広島市
35	山口県	18	11	61%	39%				3	5	3	周防大島町
36	徳島県	19	11	58%	26%			1	2	3	3	藍住町
37	香川県	13	10	77%	8%			1		1	3	丸亀市
38	愛媛県	16	10	63%	19%					3	6	新居浜市
39	高知県	23	9	39%	13%				2	1	6	安芸市
40	福岡県	53	32	60%	25%			1	9	13	6	太宰府市
41	佐賀県	17	9	53%	12%				2	2	2	佐賀市
42	長崎県	19	12	63%	32%			2	1	5	3	大村市
43	熊本県	25	15	60%	20%				2	5	4	八代市
44	大分県	16	14	88%	31%			1	5	6	2	中津市
45	宮崎県	19	15	79%	37%				4	6	3	宮崎市/延岡市
46	鹿児島県	30	12	40%	7%			1	1	3	4	和泊町
47	沖縄県	24	22	92%	46%			2	3	6	8	多良間村
		1,326	949	72%	35%	2	14	65	189	326	235	

(註)全自治体が策定年を回答しているわけではない。
成文化率と公開率は回答自治体に対してである。

6 まとめ

2018 年段階で，資料収集方針を策定している市区町村は7割超である。想像通り，太平洋ベルト地帯上にある大都市圏から地方に普及拡大した傾向は読み取れるが，必ずしも政令都市や県庁所在市が最初の策定自治体ではなかった。2010年代から徐々に改定が始まっていること，運営形態が策定の促進要因である可能性も判明した。

一方で，本研究の限界も分かった。1979 年以前の前史を明らかにするには，本研究だけでなく，当時の関係者へのインタビュー調査の併用も必要とされる。また調査項目にないような，どの自治体の収集方針に影響を受けたか等を調べるには新たな質問紙調査が必要であろう。

なお，全国公共図書館協議会は，2020 年 3 月に全公図 2018 調査の集計データを公開する予定である。当データが蔵書構成・管理，出版との関係性の研究に資することを願っている。

註

1) 塩見昇『図書館の自由委員会の成立と「図書館の自由に関する宣言」改訂』日本図書館協会 2017, 1 冊

2) JLA 図書館の自由に関する調査委員会「図書館の自由に関する全国アンケート(1995 年 7・8 月)結果と概要について(その 1)」『図書館雑誌』v. 91, no. 4, 1997, p. 264-265.

3) JLA 図書館の自由委員会「「図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年」の結果概要」『図書館雑誌』v. 106, no. 11, 2012, p. 796-799.

4) 塩見昇[ほか]「収集方針の意義と作成：事例研究をふまえて」『図書館界』v. 31, no. 1, 1979, p. 8-19.

5) 「資料収集方針に関するアンケート」日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『収集方針と図書館の自由』日本図書館協会, 1989, p.171-182.

6) 『「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書』図書館流通センター, 2016, 1 冊. ＊文部科学省委託研究, 平成27 年度「生涯学習施策に関する調査研究」

7) 湯浅俊彦「出版流通と図書館 ：21 世紀最初の 10 年間」『図書館界』vol. 61, no. 5, 2010, p. 519-527.

言語表現をどう捉えるか：図書館情報学・辞書学・翻訳論の貢献[1]

影浦峡（東京大学・大学院情報学環／教育学研究科）
kyo@p.u-tokyo.ac.jp

図書館情報学は、伝統的に図書に代表される文書のレベルを処理・管理の基本単位としてきた。20 世紀後半以降、文書の電子化が進み、文書を構成する言語表現の諸単位まで操作・処理可能になったことから、図書館情報学がこうした単位をどのように捉えるかという課題が生まれた。この問いは、立ち戻って、図書館情報学は図書をどのようなものと認識していたかという問題を意識的に主題化することを強いる。本発表では、そもそも図書館情報学が図書を中心とした基本単位をどのように捉えてきたかを言語表現一般に対する認識の問題として検討する。その際、関連領域として辞書学と翻訳論、言語処理、言語学を参照する。

1 はじめに

図書館情報学は、伝統的に図書に代表される文書（document）のレベルを処理・管理の基本単位とし、そのレベルを中心的な対象として実務的なメカニズムの開発や理論の構築を行ってきた。この単位はまた「内容的なまとまり」の観点からも基本的なものとみなされてきた。紙媒体に依存した文書の世界では、操作可能な最小単位は基本的に図書であったため、理論的な認識も実務的な対象の設定も、物理的なまとまりとして存在する図書を自明のものとすることができた[2]。20 世紀後半以降、文書の電子化が進み、文書を構成する言語表現の諸単位まで操作・処理が可能になったことから、図書館情報学がこうした単位をどのように捉えるかという課題が生まれた。応用計算機科学が定義する言語処理や情報検索と図書館情報学とでは対象の認識は同じなのであろうか、異なるのであろうか。異なるとするとどのように異なるのだろうか。この問いは、図書館情報学は図書をどのようなものと認識していたかという問題を改めて意識的に主題化する。

図書館情報学が言語表現をどのように捉えているかまた捉えるべきかという問いは、理論的な問いであるが、応用上の重要性も有する。例えば教育における図書館の役割は図書の存在とその重要性を自明のものとして共有する中では図書の提供を核としてそれをどう扱うか考える範囲で済ませることができたが、言語表現一般が操作可能になる中では、図書館においても、言語表現の位置付けがどのようなものか把握する必要がある。その際、例えば「西洋では『はじめに言葉ありき』であった」[3]といった観念的なレベルでではなく具体的なレベルで言語表現の位置付けを考える必要がある。

本稿では、そもそも図書館情報学が図書を中心とした基本単位をどのように捉えてきたかまた捉えるべきかを言語表現一般に対する認識の問題として検討する。その際、関連領域として翻訳論と辞書学、言語処理、言語学を参照する[4]。

2 言語表現と文書：問いの位置付け

図書館情報学は言語表現を文書の要素として捉える。図書館情報学は文書と取り組んできたのだから、これは自明と思えるかもしれない。しかしながら、図書館情報学で「文書」を検討している文献の多くは、言語表現（テキスト）と画像や映像、音声、モノとの関係を考えてきたものの、文書や言語表現がどのように位置付けられるかは前提として了解されているものと見なしてきた[5]。例えば、応用計算機科

[1]本研究は日本学術振興会（JSPS）科学研究費基盤研究 (S) 19H05660 の助成を受けて行われた。

[2]雑誌論文の場合、雑誌の物理的まとまりと論文の内容的まとまりにレベルのずれがあるため目録に加えて索引が存在する。図書に関しても目録に加えて書誌があるが基本的単位は同じである。

[3]根本彰 (2018)「今後の学校図書館を導くための学習理論の考察」第 66 回日本図書館情報学会研究大会.「はじめに言葉ありき」が西洋一般に歴史を通して一定の意味を持っていたというのは実証的に誤りであろうが、限られた量での記述は常に近似なのでこれは大きな問題ではない。より重大な問題はそれが近代の知識に求められる意味での説明を構成していないことにある。そのため、こうした言明はそれでわかった気になる人を「我々」としそうでない人との「彼我の差」を遂行的に作り出し強化する。

[4]本稿は脚注 3 の発表に刺激を受けた、影浦峡「図書館情報学研究における記述と考察の位置づけをめぐって:問いの理論的配置と計量的アプローチの方法論的位置づけを中心に」第 66 回日本図書館情報学会研究大会予稿原稿第 2 節の展開でもある。

[5]例えば、Buckland, M. K. (1997) "What is a document," *Journal of the American Society for Information Science* 48(9), pp. 804–809. では "Documentation was a set of techniques developed to manage significant (or potentially significant) documents, meaning, in practice, printed texts." と述べた上で "There are many other kinds of signifying objects in addition to printed texts." と、"signifying objects" の範囲を拡大する方向で "document" の概念を検討しているが、このとき "document" はそもそもどのような視点から認識されたどのようなレベルで捉えられるべき概念か、"printed texts" とは何かという問いはすでに了解されたものと見なされている。他に、Buckland, M. K. (2013) "Document theory: an introduction," In Willer, M., Gilliland, A. J. and Tornić, M. (eds.) *Records, Archives and Memory: Selected Papers from the Conference and School on Records, Archives and Memory Studies*. Zadar: University of Zadar. pp. 223–237; Lund, W. N. (2010) "Document, text and medium: concepts, theories and disciplines," *Journal of Documentation* 66(5), pp. 734–749. 等も、概念のレベルの検討は一部あるが全体としては同様である。文書（document）に関するまとまったレビューとしては Lund, W. N. (2009) "Document theory," *Annual Review of Information Science and Technology* 43(1), pp. 1–55. を参照。なお、日本語で書かれた図書館情報学の教科書にも、我々が「印刷されたテキスト」を文書として扱うときそれはそもそも何なのかについての議論はほぼ存在しない。例外として、影浦峡 (2013)「1.1 知識・情報・言語」根本彰編『シリーズ図書館情報学 1　図書館情報学基礎』東京大学出版会. pp. 1–10. がある。

学としての言語処理や情報検索におけるテキストや文書が図書館情報学の文書とどう重なるのか、言語学が語るテキストや文脈と図書館情報学の文書がどう関係するのかを明確に説明できる図書館情報学の研究者は多くないだろう[6]。

画像や映像、モノではなく言語表現に検討対象を絞るのは、それが認識及び考えることにおいて特権的な役割を果たしているからである[7]。実際、「6次元空間を分割する超平面」といった数学的な概念だけでなく、「権利」のような社会的に誰にとっても重要な概念も図や映像では表せない。さらに「これから、打ち合わせのお時間はありますか?」「明日は雨だったら家にいる。」といった日常的に使われている表現が指し示す事態も、言葉を介さずに表現することはできない。「印刷されたテキスト」以外にも「文書」の範囲を広げたことは図書館情報学にとって重要であったが、同時にそれにも拘らずあくまで「文書」の中心が言語表現からなるものであり続けてきたことはそれ以上に重要である。その中で、文書の中核をなす言語表現からなるものが理論的には任意の単位で操作・流通可能になった現在、一見したところそうした言語表現の操作や記述、モデル化を行なってきたように見える言語学および自然言語処理と図書館情報学における認識との関係を整理することは図書館情報学にとっても重要であろう。

3 図書／本という対象

文書の図書館情報学側における代表的存在として図書を考え、より一般的な「本」という言葉に置き換えて日常言語の感覚を検討してみよう。「本を読む」「本を書く」「本を翻訳する」と普通に言える[8]。それに対して「本を言語分析する」とは、「言語分析」という複合語をサ変動詞化して用いることからくる違和感とは別に、意味的に不適切である。さらに次のような例を考えてみよう。

1. 「文を翻訳する。」
2. 「文章を翻訳する。」
3. 「文書を翻訳する。」
4. 「小説を翻訳する。」
5. 「修理書を翻訳する。」

いずれも特に不自然ではない。一方、

1. 「文を言語分析する。」
2. 「文章を言語分析する。」
3. 「文書を言語分析する。」
4. 「小説を言語分析する。」
5. 「修理書を言語分析する。」

では、3を境にして奇妙に感じられてくる[9]。「文書」「小説」「修理書」「本」が言語表現からなっていたとしても、言語学的な対象としての言語表現ではないことがわかる[10]。「文書」「小説」「修理書」「本」にあって「文」「文章」に無いものは何であろうか。文学の領域では「作品」といったそれ自体曖昧な概念を持ち出すかもしれないが、修理書はその意味では作品ではない。

この差異を明らかにする最初の便利な手がかりとして、フーコーの次のような言葉がある。

> 言語［ラング］とは、無限数個の言語運用［パフォーマンス］をゆるす有限な規則の集合であるのだ。これに対して、言説とは、じっさいに述べられた言語的まとまり［シークエンス］のみからなる、つねに有限で現働的［アクチャル］に限定された集合である。〔…〕言語の分析が、ある言説の事実に関して問う問いとはつねに、「どのような規則にもとづいて、このような言表がつくられたのか？　またしたがって、どのような規則によって他の同じような言表をつくることができるのか？」であるのに対して、言説の記述が立てるのはまったく別の問いであって、「このような言表が出現した、しかも、他のいかなる言表もその代わりには出現しなかったのは、どのようなわけなのか？」という問いなのだ[11]。

図書館情報学は図書を、歴史的にこのようでありこのようでしかなかった「人間の知的生産物」の表現と見なす。「文書」「小説」「修理書」「本」といった言葉には歴史性と具体性が伴っている。それゆえ形式的許容可能性を基準とする「他でもあり得た」範囲を記述しようとする言語学の言葉である「言語分析」と意味的な相性が悪い。図書館情報学はまた、表現と内容の二分法で言うと、第一義的には表現に関わる。表現を扱うことには固有の意味がある。例えば未知の知識を学習するための手がかりは表現にしかない。

「文書」を対象とする図書館情報学の視点がどのようなものであったか、そしてそれは言語表現一般を対象としたとき言語学の視点とどう異なるかをいささか天下り的にではあるが暫定的に明確にした。言語学との対比において、相互に関連する二つの課題が残されている。第一に、以上のような特徴付け

[6] なお逆も同様で、言語処理や情報検索、言語学の分野でこのことを認識し説明できる研究者も少ない。

[7] 海野敏・影浦峡・戸田慎一 (2006)「近代的主体の成立と図書・図書館による近代の存立」『日本図書館情報学会誌』52(4), pp. 205–221.

[8] 英仏西でも中朝でも冠詞やそれに類する限定詞が必要であるが、同様に言える。

[9] 「文書の言語（表現）を」等々と言った方が自然である。一方「文の言語表現を分析する」とは言いにくい。

[10] 日常言語の語感に依存しすぎるのは危険であるが。

[11] Foucault, M. (1968) "Sur l'archéologie des sciences : réponse au cercle d'épistémologie," *Cahiers peur l'Analyse* 9, pp. 9–40. ［石田英敬訳 (1999)「科学の考古学について　〈認識論サークル〉への回答」『ミシェル・フーコー思考集成 III 1968–1970 歴史学／系譜学／考古学』筑摩書房, pp. 100–143.］

のもとで文書を扱うならば図書館情報学の仕事は常に後付けの博物学的列挙に留まる。図書館情報学には動的・生成的な概念は存在しないのだろうか。第二に、図書館情報学は表現だけを扱い、内容には関与しないのだろうか。

4 図書館情報学における「内容」

まず第二の点を考えよう。数学の内容を扱うのは数学であり、歴史学の内容を扱うのは歴史学であって、図書館情報学ではない。文や単語の意味は言語学が扱っている。ところで、専門的な知識の内容と、無限の適格文の意味との間に、後者を現実的な有意味性の範囲に制限しまた前者の展開を可能にする基盤となるような一般的理性を反映した言語／記号使用の領域が存在する[12]。図書館が扱う対象として「人間の知的生産物（である記録された知識や情報）」[13]を取り出すときにはこの領域が措定されている。そして「知的生産物」であるという属性は、内容に関する属性でありながら、個別の専門領域にも言語学が扱う意味にも属さない。この領域は、置き去りにされてきたのである[14]。

また、図書や文書のレベルだけでなく、一般には言語学が対象とするとされている言語表現の諸レベルでも「知的生産物」であるかどうかは問題となる。例えば、「自由には責任が伴う」という文を考えてみよう[15]。この文の内容は賛成する・反対するといった意見の対象とはなりえない。奴隷的拘束からの自由といった消極的な自由は自由概念の本質的な一部であり[16]、それに責任が伴うとするなら、そもそも「自由」という概念そのものが無効化される。この文は従って自由について真偽なり意見の同意不同意なりの対象となる有意味な内容を表現していない。すなわち、この文は「人間の知的生産物」を構成しない[17]。以上のような検討は言語学における意味論の範囲ではないし、どこかの専門分野に属するものでもない。これは「理性的に考えること一般」として近現代の市民が身につけておくスキルに属し、その点では最近盛んに言われている「情報リテラシー」に近い。図書館情報学は情報リテラシーを扱い、また図書館は情報リテラシーや考えること一般を伝えることに関与する[18]。これは極めて妥当なことであると言える[19]。

とはいえ、現実的有意味性の基盤と現在なされている情報リテラシーには重要なずれがある。本来、図書館情報学において扱われる「内容」は有意味な言語表現の構築を可能にする基盤と基盤的スキルでありそれは文書（言語表現）**において**共有されるべきものである。一方、情報リテラシーは、文書**を通して**あるいは文書**を対象にして**スキルが扱われがちである。近年の言語処理はこのレベルの課題と扱おうとしており[20]、言語処理が図書館情報学的な視点での言語表現の扱いに近づいているとも言える。ただし、これに対する図書館情報学からの貢献はほぼない。これは、図書館情報学が現在の情報リテラシーが扱うかたちで「内容」を扱っている限り必然である。社会生活を主体として送ることができる個人は対象化された範囲でそれらを扱うことができる（ことが一応仮定されている）からであり、情報リテラシーが文書を通して／対象としている限り「情報リテラシー」の専門家も非専門家も変わりはない。

5 動的・生成的な側面

動的・生成的な側面・概念の検討に入ろう。実はフーコーは言表は歴史的に唯一のものとして存在する個物ではないと述べている。

> 言表は、その誕生の時間的かつ空間的な座標と全面的に連動するにはあまりに反復可能であり（言表は、それが出現する日付および場所とは別物である）、一つの純粋形式と同じくらい自由であるには自身を取り囲み自身を支えるものにあまりに縛り付けられている（言表は、諸要素の一つの集合に関わる構築法則とは別物である）ということ。そのようなものとして、言表が備えているのは、変容することの可能なある種の重さであり、それが置かれている領野に関係する一つの重量であり、多様な使用を許す一つの恒常性であり、単なる痕跡のように不活性ではなく自分自身の過去にまどろむことのない一つの時間的永続性である。一つの言表行為が再開ないし再想起されうるのに対し、また、（言語学的ないし論理学的な）一つの形式が再現働化されうる

[12] Sayers, D. (1947) *The Lost Tools of Learning*. London: E. T. Heron.; Kageura, K. (2018) "Two reflections on the Cartesian use of language," *Studies in Lifelong Learning Infrastructure Management* 42, pp. 17–24.

[13] 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典第 3 版』東京：丸善, 2007 年,「図書館」の項.

[14] Sayers, *op. cit.*

[15] 2012 年自由民主党改憲草案から。

[16] Berlin, I. (1969) *Four Essays on Liberty*. Oxford: Oxford University Press; Mill, J-S. (1859) *On Liberty*. London: John W. Parker and Son.

[17] 実際には図書や論文でも「人間の知的生産物」を構成しないものは少なからずある。なお、それは偽であることや誤っていることとは別の概念である。

[18] 根本彰 (2017)『情報リテラシーのための図書館』東京：みすず書房; 堀川照代・中村百合子（根本彰監修）(2003)『インターネット時代の学校図書館：司書・司書教諭のための「情報」入門』東京：東京電機大学出版局.『情報の科学と技術』はこれまでに何度か「情報リテラシー」関連の特集を組んでいる。

[19] ただし、詳しい検討はしないが、「情報リテラシー」で扱われていることは理性的思考に必要なスキルのごく一部を取り出しそれを薄めたものと捉えるのが妥当であろう。もちろん、それ自体は必ずしも悪いわけではない。小中学校の算数・数学が数学のごく一部であり薄められているからといって重要でないことはまったくない。とはいえ、小学校の算数しかできない人が小学校の算数を教えるならばそれは妥当でないだろう。

[20] 例えば GeBNLP2019: 1st Workshop on Gender Bias in Natural Language Processing はその一例である。

のに対して、言表は反復されうるということ、ただしその反復は、常に厳密な諸条件のもとで可能であるということ。これが、言表に固有の特徴なのである[21]。

これを具体的に理解しようとするなら、やはり「文書」を対象とする翻訳が参考になる。翻訳においては起点言語の言語表現に対して複数の可能な目標言語表現が生成され検討された上で起点言語の言語表現が置かれた条件と目標言語の言語表現が置かれうる条件のもとで目標言語の言語表現が確定される。この決定において「言語学」的な情報は「文脈」も含め十分ではない[22]。ここで作動しているものが、図書館情報学的視点から見た言語表現に対する動的・生成的な部分であると考えることができる。

図書館情報学あるいは図書館実践においては、動的・生成的側面は、言語表現の集合において現れる。最も典型的なのは蔵書構築の作業であり[23]、それは、「知的生産物」の集合全体に関わる。ここに、翻訳において動的・生成的側面が関与する領域と質的な相違があるように見えるが、理論的にはそれほど違いはない。いずれもそれぞれの単位において関与する「知的生産物」の総体が理念的には考慮される。翻訳と蔵書構築の差異はむしろ、前者が知的生産物を確定する行為であるのに対し後者が知的生産物の生成を可能にする条件を整える行為であることにある。この点で、蔵書構築は翻訳よりも辞書編集に近い。そして辞書学における見出し語の選択と体系の問題は「辞書学最後のフロンティア」である[24]。判断、それゆえ知的営為は知識／認識の体系を前提とする[25]。辞書学において見出しの選択とそれを可能にする体系の明確化が最後のフロンティアであり図書館情報学において蔵書構築が現実の経験に遅れを取っているのは、この体系の概念が認識の対象になりにくいことと関係している。それは、上で述べた情報リテラシーが抱える困難とも対応する。そもそも思考を可能にする条件であるところのその基盤は思考において対象化されにくい[26]。

6　おわりに

チョムスキーは、言語学の側からこの領域と言語学との関係について次のように語っている。

> 言語教育とか、翻訳とか、橋の建造とかの、実用的な活動に関係している人々は、科学で何が起きているかに注意を払う必要が、おそらくあると思います。けれども、そういう人々も、おそらく科学にあまり深入りすべきではないでしょう。なぜなら、自分が何をしているのかをはっきりと意識せずに、実用的な活動を遂行する能力というものは、通常、科学的知識などよりずっと進んでいるからです。物理科学の歴史には、この点で興味深いものがあります。技術者たちは何百年もの間、複雑で驚くべき様々なことをする方法を知っていました。19世紀の半ばになってようやく、物理学がこれに追いつき始め、技術者にとって本当に有用な、本質的な理解というものを提供し始めたのです。19世紀の物理学は、一般に今日の私たちの言語の理解よりも進んでいました。また、橋の建造は、言語教育とか翻訳のときに実際に何が起きているかということに比べれば、ずっと単純なことです。そこで、質問に対するお答えとしては、私は、現代言語学は実用的なことについてはあまり言うことがない、と思っているということです。……
>
> 心理学と言語学は、このような質問に対する答をもっているかのように振舞い、教師や子どもを扱う人々にどのようにすべきか指図して、多大な害毒を流してきました。しばしば、科学者によって提案されるアイデアは、全く気違いじみており、問題の元となりかねません[27]。

言語における「実用的なこと」は、暴力に訴えずに問題を調整するために「合理的に疑問の余地なき」という統整的理念に向けて言語を使用するスキルを身に着けそれに基づく言語使用を実践することであって、それは同時に科学の普遍的基盤でもあるという点で（だからこそ思考の実用に供することができる）、実は科学的理論の前提を構成する。図書館情報学は文書を対象にこの領域を支えてきた。

現在の図書館情報学は、しかしながら、例えば「情報リテラシー教育」に関与するとしても、それに「対する答をもっているかのように振舞い、…… 多大な害毒を流」すことになる状態であるかも知れない。そうであるとしても、物理学が実践に大きく遅れながらけれども19世紀に体系的な知識を提供することで実践の民主化を可能にしたように、図書館、翻訳、辞書編集という実践でできていることを理論化するという図書館情報学、翻訳論、辞書学の課題は考えること一般の民主化に貢献する可能性はある。

---

[21] Foucault, M. (1969) *L'Archologie de Savoir*. Paris: Gallimard. ［慎改康之訳 (2012)『知の考古学』東京：河出文庫］

[22] 影浦峡 (2015)「翻訳の社会的意味」澤田治美編『ひつじ意味論講座 7 意味の社会性』東京：ひつじ書房, pp. 107-124.

[23] 伊藤民雄（大串夏身・金沢みどり監修）(2012)『図書館情報資源概論』東京：学文社.

[24] オックスフォード大学出版局辞書編集部 Judy Pearsal 氏との個人的対話, Leeuwarden, 2010.

[25] それゆえ Google 日本の賀沢秀人氏が言うように機械学習は「しつけ」であり「学習」ではない。

[26] 影浦峡 (2010)「基盤／制度：二つの不可視性をめぐって」『生涯学習基盤経営研究』34, pp. 24-25.

[27] Chomsky, N. (1988) *Language and Problems of Knowledge: The Managua Lectures*. Cambridge, Mass: MIT Press. ［田窪行則・郡司隆男訳 (1989)『言語と知識—マナグア講義録（言語学編）—』東京：産業図書.

書誌レコードに対する著作同定に機械学習を適用する試み：日本古典著作の事例

谷口祥一（慶應義塾大学文学部）
taniguchi@z2.keio.jp

［抄録］書誌レコードに対する効率的かつ網羅的な著作同定を意図して、日本古典著作を事例に機械学習の適用を試みた。実験1は、人手により判定された書誌レコード群からタイトルと読み、責任表示と著者標目などの項目から値を抽出し特徴量とし、個別の著作を予測させる多クラス分類問題とした（データ数22万件）。複数の機械学習モデルと特徴量選択方式を適用した結果、得られた最高性能値は、ロジスティック回帰によるマクロ平均F値0.732であった。実験2は、2つのレコードが同一著作を表すかを予測する2クラス分類問題とした（データ数376万件）。「同一著作」クラスについて、ロジスティック回帰によりF値0.554が得られた。

1．はじめに

OPACの機械的なFRBR化の実現やカタロガーによる著作典拠コントロールの支援などに向けて、書誌レコードに対する効率的かつ網羅的な著作同定は大きな課題である。これまではルールベース方式等による機械的な著作同定が殆どであり、筆者も国内の書誌レコードを用いてこうした実験を行った[1),2)]。そこでは、個々の書誌レコードから抽出した著作同定用のキー（「著者名＋タイトル」など）が一致したものを同一著作と見なすという、比較的単純な方式が用いられている。

このような著作同定の課題に対して、近年着目されている機械学習を試行することは、そのおおよその性能値の確認、さらには現時点での限界の確認という点で意義がある。機械学習は、重複する書誌レコードの同定、あるいは各種の名寄せという問題に関して、CiNiiをはじめとする実運用の場面において既に採用されている。他方、書誌レコードが表す著作の同定という問題への適用は、これまで試みられていない。

本研究では、著作同定のうちでも難度が高いとされる日本古典著作の同定問題に対して、機械学習の適用を試みる。無著者名著作が多い、著作（原典）と多様な派生や関連著作（注解書など）があることなどが、日本古典著作の同定を難しくしている。

なお、教師あり機械学習を適用するには正解データが必要となるが、本研究ではFRBR研究会が人手により判定した書誌レコード群（NDL作成の明治期～2009.3収録分レコード；JAPAN/MARC 2006フォーマット）を使用する[3),4)]。著作の判定基準を変えれば、必然的に判定結果も変更されるため、今回は同研究会が採用した判定基準とその判定結果に依拠することになる。

本研究は、Pythonの機械学習ライブラリscikit-learnを用いた実験とし、設定課題を大きく変えた2つの実験として実行した。

2．実験1：個別著作の判定実験

2．1　対象データと前処理

実験1は、個別の書誌レコードが、事前設定されているいずれの著作に該当するかを機械学習により予測させる多クラス分類問題とした。いずれの著作にも該当しない場合は、「非該当」クラスに属させる。

FRBR研究会が人手により判定した書誌レコード群のうち、当該著作に属する書誌レコードが10件以上ある著作89（著作データ数4,714）と、それぞれの著作において非該当と判定されたレコードを採用した。該当レコード数10件以上のものに限定したのは、交差検証を適正に行うためであり、10件未満の場合にはそのすべてのレコードを非該当データとして使用した。その結果、非該当データは、17,345となった。なお、単一のレコードが複数の著作に該当すると判定されている場合も複数ある。また、内容細目の記載事項が著作に該当すると判定されているものは、その扱いの難度が高いため、今回はすべて「非該当」として扱った。

上記のデータにNDC 9類のレコード20万件を、上記のいずれにも含まれないものからランダムに抽出し、「非該当」クラスのデータとして追加した。この結果、実験1では、「非該当」クラスを含めて分類対象クラス数90、総データ数222,059を実験対象データとした。なお、著作ごとに該当するデータ数には幅があり、非該当クラスを除けば、最大は源氏物語984件、次点は平家物語282件である。

個々の書誌レコードから以下のデータ項目値を抽出し、記号の除去などの表記の正規化を加え、機械学習実験用の特徴量（属性値）とした。漢字の異体字の統合などについては未処理である。特徴量の抽出方式については複数設定

し、著作同定性能への影響を検証した。また、いずれの方式においても採用する値は、データセット全体で 2 回以上出現するものに限定した。

a)著者標目:フィールド 751 と 79X(791~799;各巻レベル) のそれぞれにおいて、選択肢①最初に出現した個人または団体の標目のみを採用するか、あるいは②出現したすべての個人・団体を採用する。いずれの場合も、サブフィールド$B「漢字形」(ただし、生没年など付記事項を除去) および$3「典拠番号」を採用した。

b)責任表示:フィールド 25X と 29X (各巻レベル) のサブフィールド$F「責任表示」について、選択肢①最初に出現したもののみ (同一役割の 1 つまたは複数の個人・団体) を採用するか、あるいは②出現したすべてのものを採用する。いずれの場合も、役割表示は除去している。

採用する値は著者標目と責任表示では区別せず、いずれも「au_○○○」とした。

c)タイトル:フィールド 25X と 29X のサブフィールド$A「本タイトル」と$B「タイトル関連情報」を採用した。選択肢①は、$A と$B のそれぞれを独立したタイトルとして抽出したものに加えて、「$A+$B」、「$B+$A」という結合形を生成し、それぞれをタイトルとして採用した。他の選択肢として、②$A と$B の文字列に対して形態素解析を実行し、形態素単位のユニグラム、バイグラムをそれぞれタイトルとする方式とした。

d)タイトル標目:フィールド 55X と 59X (各巻レベル) のサブフィールド$A「カタカナ形」に対して、選択肢①そのままタイトルとして採用する、あるいは②分かち書きの単位でそれぞれの文字列をタイトルとして採用する。

採用する値は、記述のタイトルとタイトル標目とは区別せず、いずれも「ti_○○○」とした。

e)分類標目:フィールド 677 から NDC の版次 ($V) の区別を付けて、$A「分類記号」を採用した (「ndc6_○○○」、「ndc8_○○○」、「ndc9_○○○」)。フィールド 685 から NDLC 分類記号 ($A) を採用した (「ndlc_○○○」)。

f)件名標目:フィールド 650(個人名件名標目) と 658 (一般件名標目) から、サブフィールド $B「漢字形」と$3「典拠番号」を抽出した。$B において細目が付いている場合には、選択肢①「主標目＋細目」という全体を採用する、あるいは②主標目と細目はそれぞれ独立した値とし、さらに複数の細目が結合しているときには、それぞれの細目を独立した値とする (「ndlsh_○○○」)。

g)請求記号:フィールド 905 のサブフィールド $A「請求記号」から分類記号に該当する部分のみ採用した (「clno_○○○」)。

2．2　実験結果

機械学習モデルとして比較的計算量が少なく、かつ性能が安定しているといわれるロジスティック回帰、線形 SVM、ランダムフォレストを採用した。

いずれの機械学習モデルにおいても、訓練データは全体の 70%のデータを使用し、残り 30%のデータ (66,618 件) を評価に使用した。訓練データには、層化 k 分割交差検証法を、k=5 として実行した。また、訓練データによる学習においては各クラスサイズが不均衡であるため、バランスが取れるようにパラメータを設定した (class_weight="balanced")。さらに、グリッドサーチにより、F 値のマクロ平均を基準にして機械学習モデルごとに最適なハイパーパラメータを探索した。「非該当」クラスが極めて大きいため、マイクロ平均は適正ではなく、そのためマクロ平均を採用している。

主要な実験結果を、表 1 に示した。3 つの機械学習モデルごとの、全著作 (「非該当」を含む) に対するマクロ平均の性能値と、4 つの個別著作に対する性能値を示してある。

特徴量選択方式 A:選択肢を設けた特徴量の採用において、著者標目の選択肢①、責任表示の選択肢①、タイトルの選択肢①、タイトル標目の選択肢①、件名標目の選択肢①を採用した。採用した特徴量 (2 回以上出現) の異なり数は 127,858 であった。

3 つの機械学習モデルは、大まかには同程度の性能を示す結果となった。F 値については、ロジスティック回帰 (ハイパーパラメータ C=2000) による 0.681 が最高値であった。

なお、著者標目と責任表示の選択肢②は、いずれの場合にも、選択肢①に比べて、低い性能値であった。方式 B および C においてもこの点は同様の結果であった。

方式 B:著者標目の選択肢①、責任表示の選択肢①、タイトルの選択肢② (ただし、ユニグラムのみ)、タイトル標目の選択肢②、件名標目の選択肢①と②を採用した。採用した特徴量の異なり数は 124,304 であった。

ロジスティック回帰と線形 SVM の F 値は、方式 A に比べて上昇したが、ランダムフォレストは僅かながら低下を見せた。

方式 C:著者標目の選択肢①、責任表示の選択肢①、タイトルの選択肢①と② (ユニグラムと

バイグラムの両者を採用)、タイトル標目の選択肢①と②、件名標目の選択肢①と②という、網羅的な採用方式とした。採用した特徴量の異なり数は 294,555 であった。

3 つの機械学習モデルとも、方式 A および B に比べて性能を上昇させた。たとえば、ロジスティック回帰（ハイパーパラメータ C=100）は、F 値 0.732 を示した。

3．実験 2：書誌レコードペアの著作同一性の判定実験

3．1　対象データと前処理

実験 1 の機械学習適用方式は、正解データが存在する事前設定の著作についてのみ予測が行われる。つまり、事前に設定されていない著作については、「非該当」との予測が行えるのみであり、新たな（未知の）個別著作を同定する機能はない。

そこで、実験 2 では 2 つの書誌レコードの組み合わせ（ペア）が同一著作を表すのか、それとも異なる著作を表すのかを機械学習により予測する 2 クラス分類問題とした。同一著作と予測されたレコードペアがいずれの著作に属するかはそのままでは不明であるが、それらをレコード番号によりグループ化することによって、該当する著作が判明する。

書誌レコード N 個において、その組み合わせは N(N-1)/2 という膨大なペアとなるため、今回の実験では、人手により判定された源氏物語、徒然草、伊勢物語、宇治拾遺物語という 4 著作のデータセットのみを選択し、実験データとした。具体的には、各著作の判定済みレコード群において、当該著作に該当すると判定されたレコード同士のペアは「同一著作」を表し、該当するレコードと該当しない（非該当）レコードのペアは「異なる著作」とした。なお、該当しないレコード同士は、当該著作とは別の著作として同一の著作を表す可能性があるため、レコードペアを生成していない。また、著作ごとの判定済みデータセットをまたがってペアを生成することもしていない。この結果、上記の 4 著作の判定済みのデータセット（著作に該当するレコード 1,285）から、同一著作を表すレコードペア 501,346、これに異なる著作を表すレコードペアを含めて総数 376 万強の実験データとした。なお、単一のレコードが 2 つの著作に該当すると判定されているもの 1 件、ある著作で該当し他の著作で非該当とされたもの 1 件、そして複数の著作において非該当とされたものが多数あった。実験 1 と同様、内容細目が著作に該当すると判定されているものは、今回の実験では「非該当」として扱った。

これらレコードペアにおいて、タイトルなど、13 項目についてその値の一致（「1」）・不一致（「0」）を表したものを特徴量として採用した。それら 13 項目とは、タイトル、タイトル標目、責任表示、著者標目、責任表示と著者標目のクロス照合、NDC6, 8, 9 版の各分類記号、NDC 版次ごとの分類記号のクロス照合、NDLC 分類記号、NDLSH 件名標目、その主標目のみ、そして請求記号のうち分類記号部分である。タイトルと責任表示については記号等の除去、役割表示の除去などを加えた上で照合している。

責任表示と著者標目は、選択肢①最初に出現したもののみ採用する、あるいは②出現したすべてのものを採用するを設けている。

なお、同一著作のレコードペアの場合であっても、すべての特徴量の値が不一致となる事例もあった。

3．2　実験結果

機械学習モデルとして、ロジスティック回帰とランダムフォレストを採用した。いずれの機械学習モデルにおいても、訓練データは全体の 70%のデータを使用し、残り 30%のデータ（1,128,497 件）を評価に使用した。訓練データには、層化 k 分割交差検証法を、k=5 として実行した。また、訓練データによる学習においては各クラスサイズが不均衡であるため、バランスが取れるようにパラメータを設定した（class_weight="balanced"）。さらに、グリッドサーチにより、精度のマクロ平均を基準にして機械学習モデルごとに最適なハイパーパラメータを探索した。ただし、F 値のマクロ平均を基準に採用しても、選択されるハイパーパラメータの値は同じであった。

実験の結果、「同一著作」クラスについては、ロジスティック回帰（ハイパーパラメータ C=0.1）が F 値 0.554、ランダムフォレスト（n_estimators=10）が F 値 0.550 であった（表 2）。なお、責任表示と著者標目は選択肢①を採用している。

得られた性能値はあくまでもレコードペアが同一著作か否かの予測に対する性能を示している。そこで、個々の評価用データに対する機械学習による予測結果を付けた形式で出力し、レコードペアを形成しているレコード ID からレコード単位でのグループ化と集計を別途行い、その性能値を 4 つの著作についてのマイクロ平均で求めた。いずれも精度が低いのは、

複数の著作のレコードが混合して大きなレコードグループを形成する結果となったからである。併せて、4著作それぞれについて最大の該当レコード数かつ F 値を得たグループにおける性能値を示した。

引用文献

1) 谷口祥一. FRBR OPAC 構築に向けた著作の機械的同定法の検証：JAPAN/MARC 書誌レコードによる実験. *Library and Information Science*. No.61, 2009, p.119-151.

2) 谷口祥一. 総合目録データに対する機械的書誌同定と著作同定の試み：ゆにかねっとレコードによる実験. 日本図書館情報学会誌. Vol. 57, No. 4, 2011, p.124-140.

3) FRBR 研究会. 著作ページ. http://inforg.slis.tsukuba.ac.jp/jworkpage/

4) Takuya Tokita, et al. Identifying Works of Japanese Classics for Construction of FRBRized OPACs. *Cataloging & Classification Quarterly*. Vol.50, No.5-7, 2012, p.670-687.

表1 実験1による機械学習の性能評価結果

	ロジスティック回帰			線形 SVM			ランダムフォレスト		
	精度	再現率	F 値	精度	再現率	F 値	精度	再現率	F 値
方式 A：ハイパーパラメータ	C=2000			C=20			n_estimators=500		
マクロ平均の性能値	0.671	0.719	0.681	0.626	0.685	0.632	0.680	0.607	0.619
宇治拾遺物語	0.750	0.500	0.600	0.333	0.333	0.333	0.600	0.250	0.353
伊勢物語	0.441	0.556	0.492	0.419	0.481	0.448	0.545	0.444	0.490
吉田兼好-徒然草	0.486	0.686	0.569	0.194	0.667	0.301	0.508	0.588	0.545
紫式部-源氏物語	0.926	0.945	0.935	0.766	0.948	0.847	0.878	0.941	0.908
方式 B：ハイパーパラメータ	C=500			C=20			n_estimators=100		
マクロ平均の性能値	0.682	0.777	0.716	0.653	0.718	0.673	0.681	0.601	0.615
宇治拾遺物語	0.667	0.500	0.571	0.600	0.500	0.545	0.714	0.417	0.526
伊勢物語	0.459	0.630	0.531	0.469	0.556	0.508	0.522	0.444	0.480
吉田兼好-徒然草	0.735	0.706	0.720	0.744	0.627	0.681	0.778	0.549	0.644
紫式部-源氏物語	0.945	0.952	0.948	0.936	0.952	0.944	0.975	0.941	0.958
方式 C：ハイパーパラメータ	C=100			C=20			n_estimators=500		
マクロ平均の性能値	0.703	0.790	0.732	0.696	0.728	0.696	0.714	0.638	0.649
宇治拾遺物語	0.750	0.500	0.600	0.667	0.500	0.571	0.714	0.417	0.526
伊勢物語	0.486	0.630	0.548	0.450	0.667	0.537	0.565	0.481	0.520
吉田兼好-徒然草	0.809	0.745	0.776	0.854	0.686	0.761	0.829	0.569	0.674
紫式部-源氏物語	0.959	0.966	0.962	0.961	0.941	0.951	0.979	0.945	0.961

表2 実験2による機械学習の性能評価結果

	ロジスティック回帰			ランダムフォレスト		
	精度	再現率	F 値	精度	再現率	F 値
ハイパーパラメータ	C=0.1			n_estimators=10		
レコードペア単位の予測						
クラス「同一著作」	0.483	0.650	0.554	0.473	0.657	0.550
2クラスのマクロ平均	0.713	0.771	0.736	0.709	0.772	0.732
レコード単位の集計：						
4著作のマイクロ平均	0.479	0.834	0.609	0.368	0.870	0.517
宇治拾遺物語	0.661	0.837	0.739	0.580	0.959	0.723
伊勢物語	0.037	0.724	0.071	0.028	0.827	0.055
吉田兼好-徒然草	0.069	0.851	0.128	0.049	0.916	0.094
紫式部-源氏物語	0.493	0.951	0.650	0.339	0.983	0.504

第２日
ポスター発表（11:30～13:00）

ポスター会場
（東翼１階多目的エリア）

受付

ポスター配置図

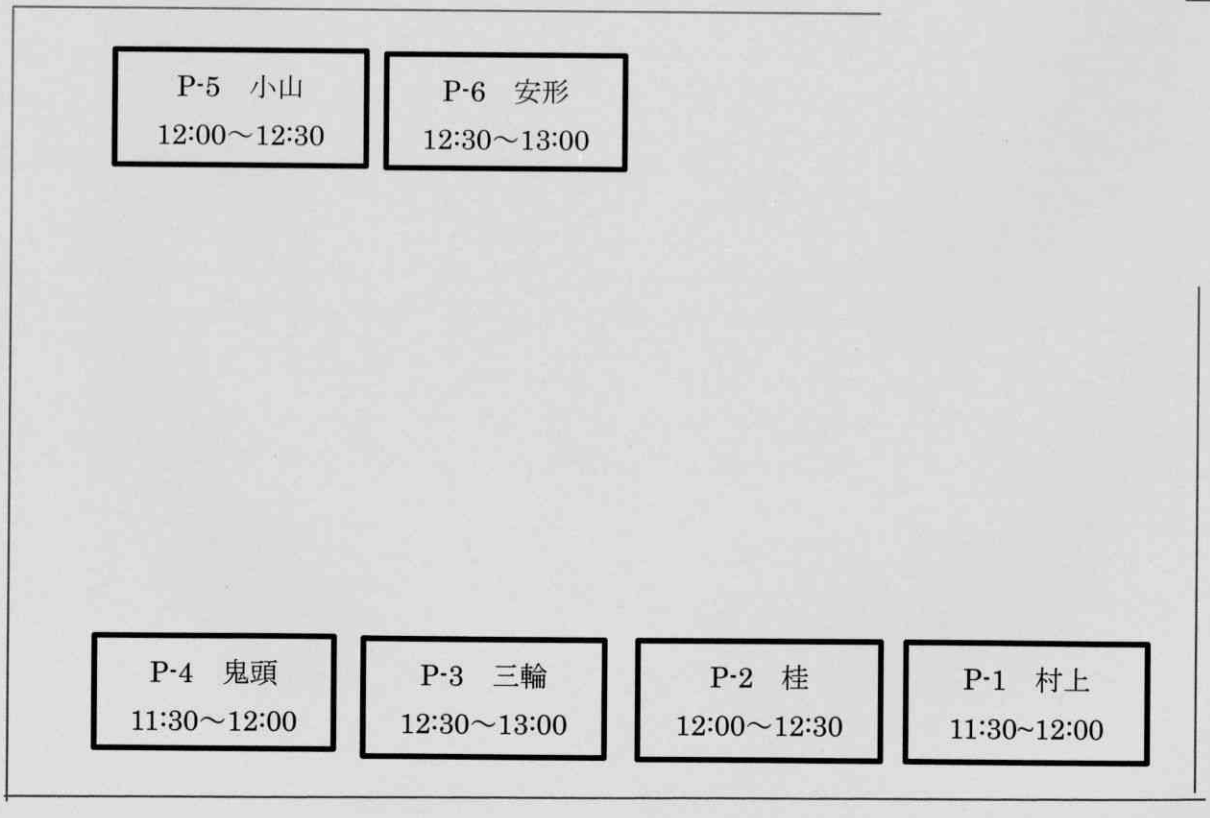

P－1

大学図書館近代化期の大学図書館のガバナンスとマネジメント

村上孝弘(龍谷大学／筑波大学・院)
mkami@ad.ryukoku.ac.jp

抄録
本研究では、大学図書館近代化期の大学図書館の組織開発の事象について、一次資料をはじめとした文献検証を中心に、実証的に分析した。大学図書館近代化期と現代は、大学改革の進展という点で、時代背景に相似性がある。大学図書館近代化期の大学図書館の組織開発の事象を分析することは、大学改革が生起する現代の大学図書館、ひいては大学改革の諸課題への効果的な対応の糸口を繙くことにも繋がるといえよう。

1. 研究の背景と目的

大学図書館の存在意義について、その重要性が本格的に議論されたのは、昭和30年代後期から昭和40年代にかけて展開された大学図書館近代化の時期である。戦後の高等教育政策が大きく転換されるのは、大学設置基準の大綱化を端緒とした平成年代以降であるが、その四半世紀以前から大学図書館においては、管理運営の課題に焦点をあてた様々な施策が実施されていた。本研究では、大学改革の先鞭としての大学図書館改革の先見性を明らかにし、現代の大学改革に資する視点を明らかにすることを目的としている。

具体的には、大学図書館近代化期の諸政策について、国立公文書館の公開文書、昭和40年代の『文部省年報』、各大学の大学史、大学図書館史、図書館報等の文献、当時の関連する図書館情報学の研究論文等による文献調査を行った。

表1　大学図書館を巡る主題の変化

時代区分	特長
昭和20年代	学制改革
昭和30年代～40年代	大学図書館近代化
昭和50年代	電算化、情報化
＜平成年代＞	＜設置基準大綱化＞
21世紀以降	ラーニングコモンズ、学習支援

2. 大学図書館の組織開発の歴史—組織開発の観点から—

大学図書館の組織開発は、大学の他の組織よりも格段に長い歴史を有している。私立大学図書館協会は、東京私立大学図書館協議会から継続する歴史を有しており、同協議会は戦前においても、図書館行政に関する様々な協議を行ってきた。戦後は、GHQの『米国教育使節団報告書』により、大学の附属図書館は高等教育において必要欠くべからざる組織として定義され、その重要性を巡る議論がなされた。たとえば1950年度には、「全国私立大学図書館実態調査」が私立大学図書館協会によりなされている。文部省により「大学図書館実態調査」が開始されるのが1966年であることからしても、私立大学図書館の組織開発の先進性は高く評価される。

3.「大学図書館視察委員制度」と大学図書館評価—大学評価の観点から—

大学図書館界においては、戦後の比較的早い時期から設置主体別の大学図書館改善要綱をもとに改善運動がなされており、大学図書館の近代化の動きが起こり、その一つの施策として外部の専門家による図書館調査である大学図書館視察委員制度が発足した。大学図書館視察委員制度は昭和40年代に実施されたが、同制度は10年間で、同時代の約3割の国・公・私立の大学図書館を実地視察し、当該大学の図書館経営に一定の影響を与えた。

大学図書館視察委員制度は、従来から大学学術局に置かれていた医学・薬学・理学等の「視学委員」制度に相当するものであり、認証評価制度が定着しつつある現代においては、他律的な制度として評価される機会は少ない。同制度

は専門家による図書館調査の形態を取ったが、かたちを変えた行政指導のひとつともいえる。行政指導は、「非権力的行政」の作用であり命令や強制を伴わないが、指導・助言を受けた各大学の自律的な改善を期待するものであり、その意味では自己点検・評価を促進する有効な作用を有していたとも評価できよう。

4. 大学図書館近代化期の大学図書館職員の研修活動—SDの義務化の観点から—

昭和30年代から私学研修福祉会のもとに、日本私立大学連盟や日本私立大学協会が大学図書館の研修をそれぞれ実施してきた。それらの研修の多くは、当時の司書職専門職化の議論が背景にあったため、個別図書館員の資質の向上が中心となり、大学図書館の中に閉じられた議論が展開されていたともいえ、平成年代以降のスタッフ・ディベロップメント（SD）とは、その射程は異なっていた。

しかし、たとえば日本私立大学協会が行っていた「図書館長並びに主務担当者研修会」の内容を確認したところ、現代のSD活動との相似性が確認できた。同研修は、大学図書館に限定されるが、専らその管理・運営のあり方を研修の対象としており、まさに現代のSD活動に通ずる大学図書館のアドミニストレーションが議論されてきたといえよう。

5. 大学図書館実態調査の調査項目の変遷と館長の地位—ガバナンス改革の観点から—

昭和41年度から文部省大学学術局情報図書館課により「大学図書館実態調査」が実施されることになった。この調査の調査項目の変遷について調べると、大学図書館ガバナンスの観点からいえば重要な調査項目が存在していたことが確認できた。

昭和41年度の同調査結果報告には、「館長および補佐職（館長、分館長等）、館長の地位、商議会および運営委員会」の項目があり、「館長の地位」として、「評議員との関係」が調査されていたのである。具体的には、昭和41年度から昭和47年度にかけては、図書館長が「自動的に評議員に　なる・ならない」についての項目があり、昭和48年度から昭和50年度は、「館長が学内最高決議機関の構成員と　なる・ならない」（Director becomes member of Univ. Council）と続き、昭和53年度の「館長が学内最高議決機関の構成員と　なる・ならない」というように、若干の文言変更があったが、館長と評議会・評議員の関係についての調査項目が継続されていたのである。評議会は、その淵源は帝国大学令に規定されていたものであり、戦後は教育公務員特例法により、国公立大学の大学管理機関の一つとして定められていた。この大学の管理機関の委員に図書館長が宛職となるかどうかは、まさに大学運営と大学図書館運営との一体性を把握する重要な尺度とみなされていたのであろう。

6. 大学基準等研究協議会と大学設置基準第38条第3項成立の歴史的背景—専門的職員の観点から—

大学のガバナンス改革に関連して話題となっている「専門的職員」について、法令上明記されているのは、大学設置基準第38条第3項の規定である。この規定は、平成の大綱化時に明文化されるが、その歴史的背景は昭和40年になされた大学基準等研究協議会・図書館特別部会も含めた「大学設置基準の改善等について」（答申）に因果関係があると思われる。大学図書館近代化政策が大学図書館職員のあり方に着目し、各種施策を行った歴史を明らかにすることにより、現代の大学ガバナンス改革が求める大学職員の新たな役割を構築するための示唆を得ることが可能ともいえよう。

表2　大学改革と大学図書館

大学改革の課題	大学図書館の取り組み
組織開発	全国私立大学図書館実態調査
大学評価	大学図書館視察委員制度
SD アドミニストレーター	図書館長並びに主務担当者研修会
ガバナンス改革	大学図書館実態調査
専門的職員	大学設置基準第38条第3項

参考文献

1) 村上孝弘.「大学図書館の近代化と大学図書館評価の展開」『現代社会と大学評価』12号. 大学評価学会. 2016, pp.70-94.

P－2

地域連携型司書養成の実践

桂　まに子（京都女子大学）
katura@kyoto-wu.ac.jp

抄録
司書課程の受講生が学修成果をもとに地域連携活動に従事する教育プログラムのことを「地域連携型司書養成」と仮称する。現行の司書養成カリキュラムに不足している学びと司書課程受講生のニーズを明らかにし，地域連携型司書養成の実践を通して司書課程の学びを活かした地域課題の解決が可能であることを実証した。

1. 問題関心

『図書館年鑑』の「4 問題別図書館概況：図書館員の養成と図書館学教育」の項目を用い，過去 10 年間の司書養成科目開講大学数（短期大沢も含む）の推移を見ると，2007 年度の開講大学が 255 校あったのに対し，2018 年度は 213 校と 30 校近く減少している。[1] 大幅に減少した 2012 年度（214 校）は，司書養成の新カリキュラムが開始した年であった。

減少したとはいえ，全国に 200 近くある大学で司書養成が行われている。その中で司書資格が卒業後の進路に直結していると公言できる大学はどれほどだろうか。キャリアに結びつかない資格課程を大学が必要としなくなったとき，課程廃止は免れない。開講大学の教育方針に合致した教育内容を提供できる司書課程であることを大学側に示せなければ，大学教育の中で司書課程が存続していくのは厳しくなると考える。

本稿では，発表者が所属する京都女子大学における「地域連携型司書養成」の実践をもとに，現行の司書養成カリキュラムに不足している学びを明らかにする。ここでいう「地域連携型司書養成」とは，司書課程の受講生が学修成果をもとに地域連携活動に従事する教育プログラムを指す。

2. 現行司書養成カリキュラムの限界

演習科目や図書館実習は別として，大学における図書館に関する科目の多くが座学中心である。専門的知識の習得に座学はもちろん必須であるが，「図書館サービス演習」のような科目は存在しないため、知識として把握している各種サービスを実際に試して経験する授業設計が現行のカリキュラム上では困難である。可能だとすると，図書館総合演習くらいであろう。

利用者層別の図書館サービスや課題解決支援とは実際どのようなものであるか，実践の場を学外に求め，図書館ボランティアやインターンシップに積極的に取り組む学生も見られる。しかし，それらの自主活動は単位取得の対象外である。司書課程の学びが世の中でどれほど必要とされ，役に立つのか受講生側は経験したいと切望しているにも関わらず，現行の司書養成カリキュラムで対応できないのが現状である。

3. 地域連携型司書養成の背景

3.1. 大学教育と地域連携

大学教育全体を見ると，産学連携や地域連携が強く推進されており，発表者が所属する京都女子大学では，2016 年度に地域連携研究センターが設立され，「地域課題を共有し、地域とともに歩む大学」という標語を掲げている。2017 年度からは地域系女子養成プログラム（地域社会の構築に貢献する女性地域リーダーの養成）が開講し，大学のカリキュラムに地域連携活動科目が組み込まれた。地域連携型司書養成の実践は，上記プログラムの 1 科目である「連携課題研究」にて行っている。

3.2. 対象地域

大学教育で地域連携を行う場合，連携先の地域は 2 種類に分けられる。1 つは，大学が所在している地域（区，町，市など）で，もう 1 つは教育内容を考慮して選定した遠方の地域である。司書課程の学びを地域に活かすフィールドには，前者の身近な地域が適しているため，京

都女子大学の場合は京都市東山区となる。

3.3. 地域連携型司書養成の先進事例

3.3.1. 島根県立大学 人間文化学部地域文化学科（2018年4月開設）

「日本や世界の文化に広く目を向けながら，地域の文化の魅力や活かし方について探求」[2]する同学科では，既存の司書課程科目（情報サービス論，情報サービス演習，情報検索，情報技術論）をカリキュラムに組み込んでいる。「しまね図書館学」（図書館基礎特論）では，地域の課題解決に関する調査・考察を行っている。

3.3.2. 青山学院大学 コミュニティ人間科学部（2019年4月開設）

同学科のコミュニティ資源継承プログラム履修生は，「地域社会（コミュニティ）の文化資産や情報資源について，それを取り扱う社会的な機構（博物館、図書館、アーカイブなど）を理解した上で，後世への継承，同時代における伝達と活用に必要な知識・技術」を学ぶ。[3]「地域実習」科目があるのが特徴的である。

4. アクションリサーチ（2019年6月-8月）

4.1. 学生の属性

2019年度「連携課題研究」の受講生は，文学部（国文学・史学）所属の6名で，全員が司書課程履修生でもある。受講理由は，司書課程の学びを地域で実践できて単位も取得できるから，座学では今の子どもたちが本とどのように接しているかまで感じ取れなかったからなど。

4.2. 地域課題の発見

受講生が見出した地域課題は「地域に市立図書館はあるが，学校の規則で小学生は放課後に立ち寄ることができない」であった。では，小学生はどこにいるのか。放課後の居場所は地域の児童館なのである。図書館に子どもたちが来ないことを児童サービスが充実しない理由にするのではなく，子どもたちのいる場所に図書館がサービスするやり方や内容を考えると児童サービスにも幅が出るに違いないという問題意識のもと，連携先を京都市東山区の児童館（小松谷児童館）とした。

4.3. 児童館が抱える課題

館内に図書室はあり，図書購入の予算もつくのだが，職員目線で子ども向けの本を選書するため蔵書に偏りがある。子どもと本を繋ぐ活動を児童館で展開したいという思いはあったが，厚生員だけではなかなか取り組めないでいた。

4.4. 司書課程の学びを活かした問題解決

受講生は，児童館に通って図書室の蔵書を点検し，放課後の子どもたちに直に接し，厚生員との話し合いを重ねて，継続した連携活動の枠組みを設計した。2019年8月末までの成果としては，受講生が選書した20冊をもとに「ひがしやま文庫」を新設し，ブックイベントを通じて読み聞かせや読書絵はがき作りを通して小学生が本で交流する機会を創出したことである。選書や読み聞かせに関する知識とスキルに，児童サービス論での学びが活かされたのは明白であった。司書課程では既に児童館図書室より次年度の選書協力依頼を受けている。

5. 考察

児童館との地域連携実践で受講生が痛烈に体感したのは，児童サービスで習った内容をサービス対象の特性に合わせてカスタマイズしながら選書する難しさであった。図書室や図書コーナーを持つ地域の施設と連携して選書するということは，単なるスキルアップに留まらず，地域の実情を知る機会となり，公共図書館の地域サービスを具体的に考えられる司書養成に繋がる。本実践を通じて地域連携型司書養成の一端が見えてきた。

大学教育を地域に還元して地域連携を図ろうとする高等教育の動向に即した司書養成を行うためには，さらなる地域連携型司書養成のための教育プログラム開発が必要である。

注記

(1) ただし，文部科学省のウェブサイト（http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/shisyo/04040502.htm）で公表されている大学数はさらに少なく，201校である。
(2) http://matsuec.u-shimane.ac.jp/department/ningenbunka/tiikibunka/, (参照 2019-9-10).
(3) http://www.ccs.aoyama.ac.jp/index.html, (参照 2019-9-10).

P－3

高齢者のヘルスリテラシー涵養を高める方策の提案

三輪眞木子† 佐藤正惠‡ 山下ユミ†‡ 磯部ゆき江‡‡ 阿部由美子†
†放送大学
miwamaki@ouj.ac.jp
‡千葉県済生会習志野病院
†‡京都府立図書館
‡‡日本図書館協会

抄録
本研究は、これまで日本ではあまり論じられてこなかった医療情報アクセスにおける年齢によるデジタルデバイドに着目し、高齢者のヘルスリテラシーの実態を医療関係者インタビューと高齢者集団サーベイにより明らかにする。また、高齢者のヘルスリテラシー向上を促す方策として教材を開発し、この教材を用いたインストラクションの効果を検証する。

1. はじめに

高齢化が進む日本では、高齢者層の健康管理が重要課題となっており、健康寿命の延長方策が求められている。最新の医療情報の多くはインターネット上で提供されており、病気の治療に関する科学的根拠のある情報を獲得するには、インターネット上の医療情報を検索し評価できるヘルスリテラシーのスキルが必要である。しかしながら、65歳以上の高齢者は若年層と比較して病気になる確率が高いにもかかわらず、年齢によるデジタルデバイドゆえにインターネット上の医療情報へのアクセスが制限されている可能性がある。本発表では、日本でこれまであまり論じられてこなかった医療情報アクセスにおける年齢によるデジタルデバイドに着目し、高齢者のヘルスリテラシーの実態を先行研究から明らかにする。

2. 先行研究

本研究を構成する主要概念は、ヘルスリテラシー、デジタルデバイド、および健康寿命である。以下では、これら3つの概念に関する先行研究レビューの結果と考察を述べる。

2.1 高齢者のヘルスリテラシー

ヘルスリテラシーは、「健康情報を入手し、理解し、評価し、活用するための知識、意欲、能力であり、それによって日常生活におけるヘルスケア、疾病予防、ヘルスプロモーションについて判断し意思決定をして、障害を通じて生活の質を維持・向上させることができるもの」と定義されている[1]。近年、日本でも、治療における患者の積極的な関与が推奨されており、その実現には患者が自分の病気に関する知識を取得・評価し治療に関する意思決定に参加することが期待されている。したがって、高齢者を含む全ての患者、ひいては全ての市民にヘルスリテラシーが求められている。

ヨーロッパで開発されたヘルスリテラシー評価尺度HLS-EU-Q47を用いた20歳～69歳の日本人を対象とするWebサーベイの結果によると、ヨーロッパ各国と比較して日本人のヘルスリテラシーは低く、年齢とヘルスリテラシーの間には正の相関がみられた[2]。他方、高齢者による地域医療サービスの利用に関する日本の調査結果によれば、前期高齢者は地域医療サービス利用を主体的に考え積極的に行動する傾向があるのに対して、後期高齢者は医療に関する意思決定では専門職や公的機関の指示に従い判断を任せる傾向がみられる。また、後期高齢者は前期高齢者より健康悪化におけるインターネット検索の利用率が低い[3]。

2.2 年齢によるデジタルデバイド

デジタルデバイドとは、「コンピュータやインターネットやオンライン情報へのアクセス手段を持つ者の集団と持たざる者の集団の間にある格差」で、地域による格差（インターネットやブロードバンドアクセスの地域差）と個人間の

格差（身体条件、社会的条件、年齢、性別、学歴の差異に伴う違い）がある。個人間格差の主たる要因は、年齢、性別、教育、および専門的実践であり、年齢は最大要因である[4]。Schafferは、各年齢層が好んで利用するメディアは青少年期に習得したものであるため、青少年期にコンピュータやネットワーク環境にふれる機会がなかった高齢者層の ICT 利用が乏しいのは当然だと主張している。年齢によるデジタルデバイドの他の要因には、①短期記憶、推論、空間認知、処理速度等の認知的制約、②注意力、作業記憶等の処理資源の制約、③ノイズと情報の識別力の低減、④視聴覚等の感覚の劣化、⑤コンピュータ不安がある[5]。

2.3 健康寿命

健康寿命は、「日常生活に制限のない期間」を指す。2018 年の厚生労働省公表によると、日本人の平均寿命と健康寿命は共に延びており、WHO が 2018 年に発表した統計によると、日本人の平均寿命は世界一で、健康寿命はトップのシンガポールに次ぐ世界第 2 位である。

2.4 考察

本研究を構成する 3 つの主要概念に関する先行研究レビューから、先行研究結果の間に以下の矛盾があることが判明した。

(1) ヘルスリテラシーと健康寿命の関係

先行研究は、日本人のヘルスリテラシーがヨーロッパ各国より低いにもかかわらず、平均寿命、健康寿命ともに長いことを示している。したがって、ヘルスリテラシーの高さと健康寿命の長さには相関は認められないため、ヘルスリテラシーを高めることが健康寿命を延ばすことに貢献するとは限らない。

(2) ヘルスリテラシーと年齢の関係

先行研究は、日本人 Web アンケート回答者（20 歳～69 歳）の年齢とヘルスリテラシーの間に正の関係があると報告している。手書き質問票を用いたヨーロッパの調査結果では、オランダを除くすべての国で高齢者のヘルスリテラシーは低いことが報告されている。一方、日本の前期高齢者と後期高齢者のインターネット利用率を比較した調査では、前者の方が利用率が高かった。したがって、年齢とヘルスリテラシーの関係は未解明である。

3. 今後の進め方

先行研究レビューにより浮かび上がった疑問を当面のリサーチクエスチョンと位置づけ、以下の方法により研究を進める。

1. 高齢者のヘルスリテラシーに関連する先行研究の包括的レビューの継続
2. 患者のヘルスリテラシーに関する医療従事者へのインタビュー
3. 高齢者集団のヘルスリテラシーサーベイ
4. 高齢者の健康医療情報行動に関するインタビュー

研究成果を踏まえて、高齢者の健康寿命向上を促す方策として教材を開発し、この教材を用いたインストラクションの効果を検証する。

4. 謝辞

本研究は、科学研究費補助金 基盤研究（C）「高齢者のヘルスリテラシー向上のための教材開発と教育方法の提案」（研究代表者：三輪眞木子）の助成により実施している。

引用文献

(1) Sørensen, K., Pelikan, J. M., Röthlin, F., Ganahl, K., Slonska, Z., Doyle, G., & Falcon, M. (2015). Health literacy in Europe: comparative results of the European health literacy survey (HLS-EU). European journal of public health, 25(6), 1053-1058.,

(2) Nakayama, K., Osaka, W., Togari, T., Ishikawa, H., Yonekura, Y., Sekido, A., & Matsumoto, M. (2015). Comprehensive health literacy in Japan is lower than in Europe: a validated Japanese-language assessment of health literacy. BMC public health, 15(1), 505.

(3) 善生まり子, 久保田亮, 菅野康二, & 戸田肇. (2015). 高齢者における地域医療サービスに係る意識調査: 家族構成, 性別, 年齢から見えてくる相違点. 保健医療福祉科学 = Journal of human care sciences, 5, 1-10.

(4) OECD (2005). Learning a Living. First Results of the Adult Literacy and Life Skills Survey. Paris and Ottawa: OECD Publishing.

(5) Schaffer, B. (2007) The digital Literacy of seniors. Research in Comparative and International Education, 2(1), 29-42.

P－4

司書のキャリアシステムにおける政策理念の浸透過程と現場の対応

鬼頭孝佳[1]　西田喜一[2]　松田香南[3]

1 t.kitou0309@gmail.com　　1名古屋大学文学研究科博士後期課程
2 ynishida.3145@gmail.com　　2名古屋大学教育発達科学研究科博士後期課程
3 matsuda.kanan@j.mbox.nagoya-u.ac.jp　　3名古屋大学教育発達科学研究科博士前期課程

抄録

職員の専門職制を確保すると言われているキャリアパスに関する国の政策が地方公共団体や図書館職員の間でどのように理解され、どのような「主体的な取り組み」を促しているのかを明らかにする。そのために、①国の政策を図書館情報学者がどのように理解し、「普及」しているのかを主に司書課程向けの文献を用いて分析する。②国の方針に基づき、地方公共団体がそれをどう「具体化」しようとしているのかについて政策文書を分析する。③①、②が、図書館職員にどう受容され、どのような「主体的行動」に結びついているのかについてインタビューを行う。

1．はじめに

2006年3月に出された「これからの図書館像-地域を支える情報拠点をめざして-」において、「地域や住民に役立つ図書館像」が掲げられた。図書館は、住民の情報リテラシー向上、地域課題の解決の拠点等として位置づけられ、その実現のために図書館職員の資質・能力の向上、司書等のキャリアパス形成など図書館職員の専門的な力量形成の機会を制度的に保障することが課題となっている。

この専門的な力量形成を保障するためのキャリアシステムは、「研修の体系化」という形で、いつ、どこで、何をするのか、という予め決められたメニュー(計画)をこなすことに主眼が置かれている。しかし、このような「受動的研修」が、住民の自主的な教育活動たる社会教育を支える専門職としての図書館職員の力量形成を担保するものとなるのだろうか。受動的ではない職員の自主的・自律的な学びこそ、専門職として必要な要件の一つだと考える。

そこで、本報告では、この国の想定するキャリアシステムが地方公共団体、職員個人のレベルでどのように理解され、実施されているのか明らかにする。

2．国の政策と地方公共団体の政策の齟齬

本節では国の司書のキャリアプランが地方公共団体においてどのように具体化されているのかを確認する。まず、国の政策動向について整理する。

2008年の「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」によれば、「『これからの図書館像』を実現し、図書館の改革を一層進めるためには、図書館職員の資質向上が不可欠である」として、司書等のキャリアパス形成のための、研修の見直しと体系化が必要とされている。ここでキャリアパスは、「キャリアは『仕事』、パスは『進路』の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学習歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくのかの経路を示したもの」と定義され、キャリアに応じた司書の人材育成により、司書が館長まで昇進することを見据えたキャリア事例が示されている。

ここでの研修は、その内容が「スキル」に関わるものに終始している。また、図書館職員が日常の業務から必要性を見出し、自主的・自律的に行う研修ではなく、行政や図書館関係団体が企画・実施する研修プログラムを「受ける」研修が想定されている。このように、文科省が示すキャリアパスプランでは、「これからの図書館像」の実現を目指し、統制を図りながら「効率的」な研修を行うための方策として、予め決められたメニューに沿って、「スキル」を身に付ける、司書のキャリアパス形成の必要性が謳われている。

また、「地方公共団体においては、財政の悪化や研修の企画・運営、研修指導を行う人材の不足」等による研修の困難があると指摘されている。その困難の解消策として、「既存の研修を効果的に

活用」し、研修実施主体が「連携」することが求められている。その中で、市町村には「国・都道府県が実施した研修内容を活用した研修を行う」ことが要請されており、民間団体へは特定分野の専門性を高める研修や地域社会のニーズや特性に応じた研修が要望されている。さらに、インターネット等によって、遠隔でも受講可能な研修も推奨されている。

では、地方公共団体の対応はどうなっているのか。例えば、横浜市を見てみると、文科省が打ち出す方策との齟齬が生じていることが分かる。横浜市の「司書職人材育成計画（平成28年3月）」によれば、一応、経験年数に沿った研修のキャリアパスが提示されており、主に司書のレファレンスや選書に関わる研修は独自に実施されている。しかし、企画や図書館の管理運営に関わる研修をはじめ、多くの研修が、市庁内他局或いは外部による研修となっており、インターネットの講座メニューは無い。このように、横浜市としての研修体系の整備には手が回らない現状が見て取れる。しかしこの結果、国が重視しない、自主的・自律的に行う自主研修が大いに期待され、奨励されている。研修内容の統制を図る文科省の意図とは裏腹に、地方公共団体レベルでは、専門職として必要な要件と考えられる、受動的ではない職員の自主的・自律的な学びが残存しているのである。これは、行政による研修の拡充と体系化により、自主的な研修が衰退してしまった教員研修とは対照的である。また、横浜市の場合、司書の昇進の限界は、係長止まりであり、司書がそれ以上の管理職まで昇進することが想定されていないことが分かる。このように、文科省が構想した司書のキャリアパスプランは地方公共団体で結実できるものとはなっていない。

3．普及書におけるキャリアパス理解

本節では図書館情報学の「普及書」で司書のキャリアプランがどのように記述されているのかを検討する。専門書ではなく、「普及書」を取り扱うのは、（研究者マインドを持った実務者が一定数居るにせよ）、「実務者」の政策理解を問題とするからである。ここでは紙幅の都合上、司書のキャリアプランに一定の影響力を有する日本図書館協会の司書課程用テキスト、永田（2016）を瞥見し、次善の策とするが、ポスターでは他の「普及書」や通時的変化にも言及したいと考えている[(1)]。

永田（2016）において、キャリアプランは、司書の専門職化の議論と絡んでいる。薬師院が幾つかの論考で、国内外の文献を渉猟して整理するように、専門職の要件は論者や論じ方によってまちまちではあるが、現行テキストの特徴は特に司書の有する知識や技能に専門職性を見出している点に特徴がある[(2)]。

また、キャリア形成において「肝心なことは、それぞれの図書館で、適時かつ体系的に職員を参加させ、継続的な育成を図ることである。」（180）とし、いつどのような研修を「受ける」かが明確になるような、「キャリアパス」を後押ししていることが確認出来るが、司書の自主的な学びについては何の言及も見られないし、「誰」が「参加させ」「育成を図る」かも、「何」を育成するのかも、明らかではない。自立／自律を期待される職能団体が、専門職性をスキルに矮小化し、他律的な「研修」に迎合する姿勢は、自らの専門職としての「独立性」を掘り崩すことにもなりかねない。

4．インタビュー

本節では、こうしたキャリアパスプランを図書館職員がどのように受け止めているかを考察するために、インビューを実施する。なお、インタビューは現在実施中であり、結果は当日報告し、ここではインタビュー方法の概要のみを述べる。司書有資格者の公共図書館職員（職階・雇用形態は問わない）に1時間程度の半構造化電話インタビューを実施する。質問項目は、司書資格取得または図書館就職から現在までの経歴、資格取得・就職の動機、図書館職員が現に行っている研修の内容とその有用性に関する主観的評価、図書館職員が望む研修の在り方、研修とキャリアとの連動性、理想の司書像・図書館像などについて尋ね、制度と職員意識の齟齬を探る予定である。

参照文献

(1) 永田治樹（2016）『図書館制度・経営論』（JLA図書館情報学テキストシリーズ）日本図書館協会
(2) 薬師院はるみ（2006）「図書館専門職論の理論的系譜」『図書館情報専門職のあり方とその要請』（シリーズ図書館情報学のフロンティア）pp. 95-110 など

P－5

国内で発行される図書の巻末索引の現状と特徴

小山憲司†
†中央大学文学部
koyama@tamacc.chuo-u.ac.jp

抄録
本稿の目的は，国内で発行される図書の巻末索引の現状と特徴を明らかにすること、およびその手法を検討することである。2018年に国内で発行された図書のうち，日本十進分類法3類の図書を分析対象とし，ここから索引付き図書を発行する上位10社を選択し，各出版社が発行した図書の特徴を主題分野，ページ数，価格，Cコードから分析した。その結果，主題分野に若干の特徴が見られた一方，分析手法の精緻化が必要であることが明らかとなった。

1. 背景と目的

『出版指標年報』2019年版によれば，2018年に国内で発行された図書は71,661点であった[1)]。このうち，最も多くを占めるのが文学で18.2%である。文学作品やコミックは，一般に通読を予定して制作される。他方，特定の主張や意見，知識の伝達を目的とする図書は，通読されることもあれば，一部のみを参照されることもある。後者の類いの図書の多くは，その一冊の中に複数の主題を含むことが多い。図書の巻末索引は，それらの所在をことばから効率的に検索する上で有効な手段の1つである。

筆者が所属する情報科学技術協会分類／シソーラス／Indexing部会は，最近の研究テーマの1つとして，図書の巻末索引の有効性について扱っている。その研究の一環として2019年5月に実施した調査によれば，2018年に国内で発行された図書のうち，索引がある図書の割合は10.2%であった[2)]。一般に文学作品やコミックには索引が付けられないことから，日本十進分類法の726.1および9類が付与された図書を除外して再度調査した。しかし，索引付き図書は全体の13.3%にとどまった。ここから2つの疑問が生じた。すなわち，①なぜ索引付きの図書の割合が小さいのか，②索引付きの図書にはどのような特徴があるのかの2点である。本稿では②に焦点をあて，国内で発行される図書の巻末索引の現状と特徴について検討する。併せて本研究で用いる調査方法の妥当性も検証する。

2. 調査方法

国立国会図書館の書誌提供サービス NDL-Bibを用いて，注記に「索引あり」と表示のある，2018年に国内で発行された図書（官公庁刊行物を除く）を検索した。情報の取得日は，2019年9月6日から19日である。

条件に合致した図書のうち，索引付き図書が最も多く発行されていた日本十進分類法の3類（社会科学）を分析の対象とした。索引付き図書の割合は18.4%である。ここから，索引付き図書を発行する上位10社を選択し，各出版社が発行した索引付き図書の特徴を主題分野，ページ数，価格，Cコードから分析した。併せて，索引無しの図書の特徴を分析するとともに，索引の有無を現物から確認した。

3. 調査結果

3.1 10社が発行する図書の索引の有無と特徴

分析対象とした出版社は，索引付き図書の発行数順に中央経済社，ミネルヴァ書房，有斐閣，日本評論社，晃洋書房，弘文堂，新日本法規出版，勁草書房，ナカニシヤ出版，商事法務である。

(1) 主題分野

最も多く出版された分野は経済であったが，索引付きの図書の割合は58%であった（図1）。政治，法律，財政，社会の各分野は7割を超えているが，教育は67%で相対的にその割合が低かった。

(2) ページ数

図2は図書の本文ページ数から索引の有無を集計したものである。ページ数が多くなるにつれ索

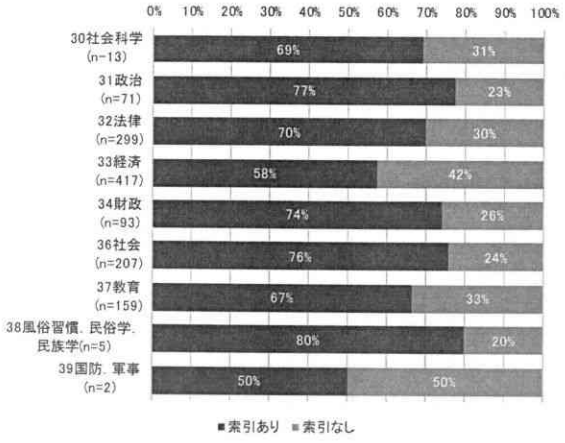

図 1 主題分野別の索引付き図書の割合

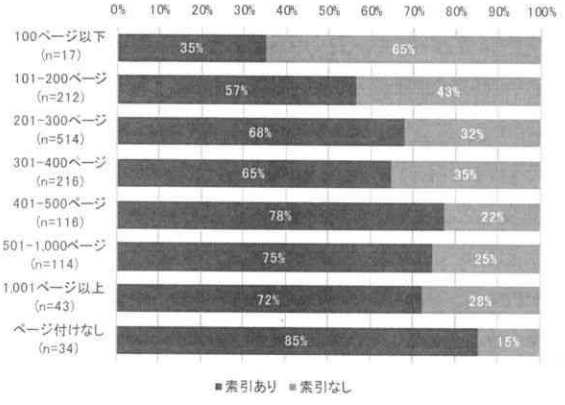

図 2 ページ数別の索引付き図書の割合

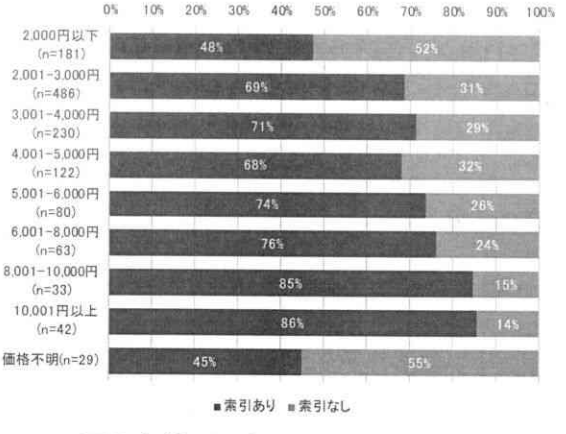

図 3 価格別の索引付き図書の割合

引付き図書の割合が高くなる傾向にあるものの，最多の 201 ページ以上 300 ページ未満の図書 514 点における索引付き図書の割合は 68%であった。

(3) 価格

価格によって索引の有無を分析したところ，2,000 円以下の図書の約半数は索引なしであった（図 3）。2,001 円以上の図書では 7 割前後の図書に索引が付いていた。

(4) C コード

図書に付与される日本図書コードの分類記号に着目し，販売対象別に集計した（図 4）。教養に区分された図書で索引付きの割合が最も高く，85%であった。一方，実務家を対象とした図書では，索引付きのものは 1 割にとどまった。

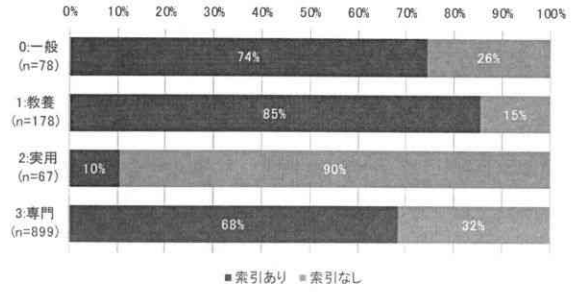

図 4 販売対象別の索引付き図書の割合

3.2 索引なし図書の索引の有無

索引付与率が高かった有斐閣，ミネルヴァ書房，弘文堂，勁草書房の 4 社が発行した索引なし図書 60 点を選択し，索引の有無を確認した。現物を確認できなかった 6 点を除く 54 点のうち，7 点に索引が付いていた。内訳はミネルヴァ書房 4 点，有斐閣 2 点，勁草書房 1 点であった。

4. まとめ

索引付き図書を多く発行している出版社の図書を分析対象としたため，索引付き図書の割合自体は高かった。主題分野で検討した際，その割合にばらつきが見られたが，出版社の意図が反映されているとも考えられる。そこには販売戦略があるのではないかと考え，C コードを確認したが，十分な分析は進められなかった。また，巻末索引の有無を全国書誌データを用いて検証したが，データの不備も確認された。巻末索引の実態を把握する上で，より精緻な手法の開発が必要である。

引用文献

(1) 『出版指標年報』2019 年版. 全国出版協会出版科学研究所. 2019, p.136-137.
(2) 情報科学技術協会分類／シソーラス／Indexing 部会. 「本の索引」は必要か?: その有効性と問題点を明らかにする. 第16回情報プロフェッショナルシンポジウム, 2019 年 7 月 4-5 日, 科学技術振興機構東京本部別館.

P－6

西洋の初期印刷文化における聖書のパラテクスト面の特徴とその変遷

安形　麻理（慶應義塾大学文学部）
agatamari@keio.jp

本研究は、西洋書物文化の規範を高度に具現化していると考えられる聖書を対象に、パラテクスト面の特徴の変遷を体系的に分析することを目的とする。1455年から新たなラテン語聖書の刊行を決定したトリエント公会議の開始（1545年）までの90年間に印刷されたすべての聖書の版を対象に、書誌的事項、標題紙、文字の配置やレイアウト、読者のためのツールなどを目録、書誌、デジタル画像を用いて調査し、全体的な傾向を明らかにした。

1. 研究の背景と目的

近年、西洋の中世写本から印刷本への変化に着目した研究が活発に行われている。15世紀半ばの活版印刷術の誕生により、書物の生産、流通の形や内容が大きな変化を遂げただけでなく、標題紙の急激な普及[1]やページ付の発展[2]などの変化を経て、16世紀半ばには現在まで引き継がれるメディアとしての特徴の多くを備えるに至ったことが明らかになりつつある。しかし、形態的特徴の詳細な変化とその理由には未解明の部分も多く残されている。

形態的な特徴は、テクストの内容と直接的には関係しないだけに印刷所での慣行の影響が大きいと考えられ、印刷地の特定の手がかりとされてきた[3]。さらに、テクストに物理的な形態を与えるパラテクスト面の特徴を具体的に明らかにすることは、初期印刷文化が形成されていくなかで印刷業者と読者の双方が心に抱く「書物のあるべき姿」という参照枠の解明につながると期待できる。

本研究は、西洋書物文化の規範を高度に具現化していると考えられる聖書を対象に、パラテクスト面の特徴の変遷を具体的に分析することを目的とする。

2. 研究の手順と対象

(1) 調査対象

いわゆるグーテンベルク聖書が刊行された1455年を起点に、典礼のあり方を定め新たなラテン語聖書の刊行を決定したトリエント公会議の開始（1545年）までの90年間に印刷されたすべての聖書の版を対象とする。聖書という一種類の書物ではあるが、ラテン語か俗語か、典礼用の大型版か個人所有が可能な小型版か、本文のみか注釈付きか、聖書全体か一部かといった多様な種類が存在し、想定読者層も利用の仕方も異なっていたと考えられる。

調査対象は、総合目録である Incunabula Short Title Catalogue および Universal Short Title Catalogue から抽出した。472点のうち、ラテン語が345点、俗語（ドイツ語やフランス語など）が127点となった（表1）。「貧者の聖書」や一部の書から構成されるものも含むが、注釈のみ、索引のみのものは含まない。

調査項目は、発表者による15世紀に印刷された注釈なしのラテン語聖書を対象とした既往研究に基づき、設定した[4]。各種の書誌や目録の情報に加え、可能な場合にはデジタルアーカイブの閲覧や複写画像の取り寄せ、原資料閲覧によって調査した。

表1　調査対象

	件数	画像公開あり	画像公開なし
1455-1500年	**229**	**158**	**71**
うちラテン語	176	127	49
うち俗語	53	31	22
1501-1545年	**243**	**91**	**152**
うちラテン語	169	53	116
うち俗語	74	38	36
合計	**472**	**249**	**223**

(2) 調査項目

基本的書誌事項（出版年、出版地、判型、サイズ、言語、テクストの種類など）、標題紙の有無や記載内容、イニシャルや本文の文字配置、ヘブライ名辞典や索引、ページ付けなどのツールの有無、印刷所の作業慣行にかかわる要素（折記号や捕語）などのさまざまな要素を調査した。

(3) 分析

調査項目は多岐にわたるため、本研究では出版年、出版地、判型、言語、木版画の有無、標題紙の有無に絞り、分析した。

また、これらの要素を用いて階層的クラスタリングを行い、傾向の把握を試みた。実行環境はGoogle colaboratory、距離の計算には代表的な手法である「ウォード法」「最短距離法」「群平均法」を用いた。

3. 調査結果

図1に、判型（Y軸）と言語（X軸）の関係を散布図に表した。丸が濃いほど点数が多い。判型の1は1冊の中に複数の判型があるものを便宜的にまとめた。印刷点数が最も多いラテン語と次に多いドイツ語ではいずれの判型も見られるが、その他の俗語は二折と四折に集中していることがわかる。俗語聖書の方が、ラテン語に比べ、木版画を標題紙やイニシャルに使用している割合が高かった。

さらに、判型、言語、出版年、出版地、出版地などの項目でクラスタリングを行ったところ、特徴ごとに分かれることを確認できた。

本研究はすべての項目を分析できたわけではないが、一定期間に印刷されたすべての印刷聖書を対象とすることにより、従来は典型的な例を挙げて説明されてきた変化の全体像を再検討する可能性を示すことができた。今後は、同じ種類（たとえば注釈付き聖書、貧者の聖書）、同じ印刷業者によるものなどにも着目して分析を進めたい。

謝辞

本研究の遂行には、科研費・基盤研究（B）（課題番号：18H03496、研究代表者：安形麻理）の助成を受けた。

引用文献

1) Smith, Margaret M. The title-page: its early development, 1460-1510. London, British Library, 2000.

2) 雪嶋宏一. 西洋におけるページ付けの起源と発展過程について. 早稲田大学教育・総合科学学術院学術研究（自然科学編）人文科学・社会科学編）. 2018, vol. 66, p. 67-83 など。

3) 少し後の時代の本を対象としたものであるが、Sayce, R. A. Compositorial practices and the localization of printed books, 1530-1800. Oxford Bibliographical Society, 1979. 翻訳およびそれを検討した近年の成果としては以下を参照。福島知己. R.A. Sayce「1530年-1800年に印刷された本の植字慣行と印刷地の特定」の検討（1）」一橋大学社会科学古典資料センター年報, 2015, vol. 35, p. 104-140. 現在は(4)まで発表されている。

4) 安形麻理.「聖書に見る本文の構造の視覚的な提示方法」『貴重書の挿絵とパラテクスト』松田隆美編. 慶應義塾大学出会, 2012, p.103-123.

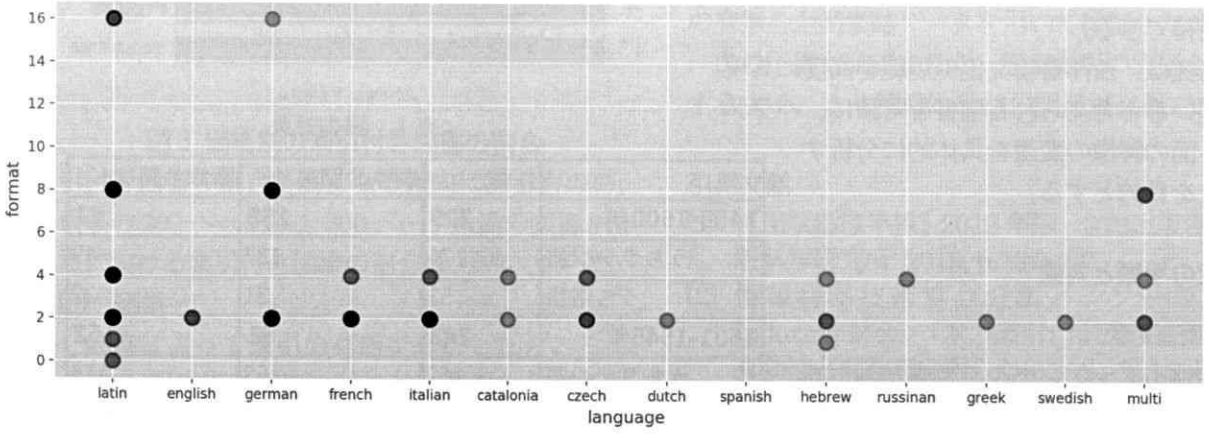

図1 印刷された聖書の判型と言語（1455年～1545年）

第67回　日本図書館情報学会
研究大会　シンポジウム

10月20日（日）14:15～16:55

於　龍谷大学　大宮学舎

東黌3階301講義室

デジタルアーカイブと図書館

日時:　2019 年 10 月 20 日(日)14:15～16:55
場所:　龍谷大学 大宮学舎 東黌 3 階 301 講義室

趣旨:

世界各国においてデジタルアーカイブという，図書館・博物館・文書館といった館種を問わない，資料のデジタル化とその蓄積・整理・検索・公開のしくみの構築・運用が活発である。とりわけ，個々のデジタルアーカイブの整備にとどまらず，これらを横断的な検索・利用に供するためのポータルサイトの整備が，国・地域レベルで進められている。ヨーロッパにおける Europeana，米国における全米デジタル公共図書館(Digital Public Library of America: DPLA)は，その代表的な存在である。

日本においてもこうした動向を参考にしつつ，国内のデジタルアーカイブの包括的ポータルサイトとして「ジャパンサーチ」の構築が進行中である。2019 年 2 月より，「ジャパンサーチ」のベータ版の一般公開が始まっており，2020 年内をめどに正式公開を目指している。

こうした現状において，図書館等の各機関が直面している課題としては，資料のデジタル化の進行とその促進のための法制度等の整備，データ共有のためのメタデータ・スキーマやデータモデルの構築，これらの作業をコーディネートする組織運営や協働体制の整備，などが挙げられる。また，デジタルアーカイブやそのポータルサイトの維持と長期的利用を保障するための技術的・制度的課題なども，意識する必要がある。

本シンポジウムではデジタルアーカイブについて，特に図書館との関係に留意しつつ，構築・実践をめぐる情報共有を行い，図書館情報学などの領域における研究上の課題を議論する。

なお，今回はデジタルアーカイブという新たに立ち上がりつつある対象の最前線を取り上げるために，図書館情報学と他領域の境界で研究・実践をしている研究者の方々に発表を依頼した。

コーディネータ，パネリスト(発表順)と演題

古賀崇（コーディネータ・司会，天理大学人間学部）
「シンポジウム趣旨説明」

福島幸宏（東京大学大学院情報学環）
「デジタルアーカイブ環境下での図書館機能の再定置」

川島隆徳（国立国会図書館）
「ジャパンサーチ(試験版)のドメイン設計思想」

西岡千文（京都大学附属図書館）
「京都大学図書館機構のデジタルアーカイブに関する取り組みと図書館情報学への期待」

パネリスト・プロフィール（発表順）

古賀　崇（こが・たかし）

所属：天理大学人間学部総合教育研究センター（図書館司書課程）教授

経歴：東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得満期退学。国立情報学研究所助手・助教，京都大学附属図書館研究開発室准教授などを経て現職。現在，アート・ドキュメンテーション学会幹事長，情報ネットワーク法学会理事。日本図書館情報学会元理事（2014～2016 年度）。

研究テーマ・関心領域：政府情報アクセスを中心に，図書館，文書館・アーカイブズ，記録管理・公文書管理の領域を横断した研究・教育を行う。近年では，国際比較を踏まえたデジタルアーカイブの批判的研究にも従事。

主要著作：①単著「地域資料としての公文書と図書館・文書館：日本の現状と課題」（『現代の図書館』57(1), 2019 年, p.9-15），②単著「政府・自治体の情報公開とアカウンタビリティ：「遡及的検証」の実現のために」（『アーカイブズ学研究』(29), 2018 年, p.62-76），③単著「「デジタル・アーカイブ」の多様化をめぐる動向：日本と海外の概念を比較して」（『アート・ドキュメンテーション研究』(24), 2017 年, p.70-84）

福島　幸宏（ふくしま・ゆきひろ）

所属：東京大学大学院情報学環特任准教授

経歴：大阪市立大学大学院文学研究科日本史学専攻後期博士課程単位取得満期退学。京都府立総合資料館・京都府立図書館を経て，現職。その間，近代行政文書の文化財的修理，戦時期占領期資料の公開，京都市明細図の活用，東寺百合文書の記憶遺産登録，CC BY での web 公開（所属機関が Library of the Year 2014 大賞を受賞），図書館サービス計画の策定，図書館協議会の設立，評価基準の検討，横断検索の超高速化，DOI・IIIF・CC0 を組み合わせたデジタルアーカイブの構築などを担当。現在，日本歴史学協会常任委員／文化財保護特別委員会委員（陵墓担当），デジタルアーカイブ学会評議員など。

研究テーマ・関心領域：デジタルアーカイブ／公文書館／図書館／歴史学

主要著作：①単著「地域拠点の形成と意義－デジタル文化資源の「資源」はどう調達されるのか？」（『デジタル文化資源の活用－地域の記憶とアーカイブ』勉誠出版, 2011 年），②共著「デジタルアーカイブの「裾野のモデル」を求めて－東京大学附属図書館 U-PARL「古典籍 on flickr！～漢籍・法帖を写真サイトでオープンしてみると～」報告」（『情報の科学と技術』68(3), 2018 年, p.129-134），③単著「これからの図書館員像：情報の専門家／地域の専門家として」（『現代思想』46(18), 2018 年, p.172-180）

川島　隆徳（かわしま・たかのり）

所属：国立国会図書館

経歴：東京工業大学社会理工学研究科博士課程修了，2011 年より現職。東京大学及び東京工業

大学非常勤講師。

研究テーマ・関心領域:テキストの計量分析及び DH(デジタル・ヒューマニティーズ)に関する技術開発。また,地方自治体例規集のアーカイブ・検索システム開発にも携わる。現職では,業務システム及び検索システムの開発と,機械学習手法等の図書館サービスへの適用を研究。

主要著作:①共著「資料画像中の挿絵領域の自動抽出及び画像検索システムの実装」(『人文科学とコンピュータシンポジウム論文集』2018 年, p.97-102),②共著「地方自治体が公開する例規集の収集と横断検索システムの開発」(『同志社政策科学研究』19(1), 2017 年, p.15-25),③共著「批評の計量分析」(『量から質に迫る:人間の複雑な感性をいかに「計る」か』新曜社, 2014 年)

西岡　千文(にしおか・ちふみ)

所属:京都大学附属図書館 助教

経歴:慶應義塾大学理工学部卒業,慶應義塾大学大学院理工学研究科博士前期課程修了,キール大学大学院工学研究科博士後期課程修了を経て現職。博士(工学)。キール大学在籍時の研究拠点はドイツ国立経済学図書館。

研究テーマ・関心領域:①学術情報探索・推薦:学習者や研究者がどのように図書や論文といった学術情報を探索しているか分析する。また,貴重資料などの一次資料の利用分析にも関心をもつ。②学術情報の構造化:より高度な学術情報の探索の実現のため,論文などのテキストに記述されている知識や引用データを構造化する。③学術情報流通の分析:学術情報流通促進における課題を認識するため,オープンアクセスなど学術情報流通の現状分析を行い,考察する。

主要著作:①共著"A Comparison of Different Strategies for Automated Semantic Document Annotation"(*Proceedings of the 8th International Conference on Knowledge Capture*, 2015, p.8:1-8:8),②共著"Profiling vs. Time vs. Content: What does Matter for Top-k Publication Recommendation based on Twitter Profiles?"(*Proceedings of the 16th ACM/IEEE-CS on Joint Conference on Digital Libraries*, 2016, p.171-180),③単著「IIIF を利用した富士川文庫資料の再統合の試み」(『じんもんこん 2018 論文集』, 2018 年, p.291-296)